

第28回平成21年12月与謝野町定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成21年12月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時58分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人(午前欠)
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	鈴木 雅之(午前欠)
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇(午前欠)	保健課長	泉谷 貞行
建設課主幹	城崎 敏一	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

それでは、本日、一般質問2日目、本日も6人の皆さんにご登壇をいただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日、足立代表監査委員さん、それから、鈴木教育次長、金谷会計室長におかれましては、他の公務のため午前中欠席となります。それから、西原建設課長が、きょう、あした欠席の届が出ておりました。城崎主幹に出席をいただいております。それから、和田加悦地域振興課長も本日、欠席の届が出ておりました。森岡主幹に出席をいただいております。以上、報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き、一般質問を続行します。

11番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

勢旗議員。

11番(勢旗 毅) おはようございます。

第28回12月定例会に当たりして、かねて予告通告をしております一般質問について、議長のお許しを、ただいまいただきましたので、町長のご所見をお願いいたします。特に昨日の答弁では、新年度予算は骨格という話でございましたが、そういったこととのかかわりもございましたので、これまで質問をしてきた部分もありますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

まず、第1点目の質問は、深刻な不況への対応策についてお伺いいたします。ここにきてドバイショック、円高、また、菅副総理をしてデフレとの認定をせざるを得ないと、こういうところまできましたということで、第2次補正予算もようやく決まりかけたようですが、早急に地域に回るようお願いをしたいと、このように考えております。このような状況の中で、町内でも大幅な人員削減を余儀なくされる企業や、これまで一生懸命支えてこられた企業も、ここにきて非常に厳しい年の暮れになってきました。国においても10月末段階から緊急雇用対策が組まれてきましたが、なかなか地方まで、その効果を及ぼすことにはなっていません。のような状況の中で、本町においても9月には国の経済臨時交付金を受けての経済危機対策として、補正予算で4,770万円が追加され、事業規模としては3億8,409万7,000円もの大きなものになりました。特に20億円にも達する情報関連での仕事や、今回の補正でも、さらに増額される住宅改修助成については、かなり経済効果が出ているのではないかと、このように評価をしておきたいと思っております。しかし、現状はあまりにも厳しいと、そういうことで非常に深刻になってきておると。特にデフレがもの売れない。価格がどんどん下がる、国内生産では太刀打ちできないと、本当に町内の企業自体も雇用を守り切れないのではと、そういうふうに心配をしております。この議会の一般質問でも、昨日から不況にかかわって多くの議員さんからも質問が出ておりますので、雇用の関係に絞って質問をいたしますが、11月27日にハローワーク峰山から

発表されている数字は、有効求人倍率0.67倍、国の0.44倍とは高いものですが、昨年同月よりも、さらに落ちてきています。特に50歳を境として仕事につくことが非常に難しいと、こういうことをお聞きをしております。国も貧困、困窮者、新卒者への支援を優先するとの方向は明らかにされていますが、地方への支援、雇用創造に本格的に取り組むという方向は出されていますけれども、まだ、時間がかかるかなど、このように思っております。

そこで町長にお伺いをいたしますのは、この現状をどのように、まず受けとめられておりますかどうか。

それから、二つ目には、本年9月補正でも大型の補正がされてきましたが、実際の雇用としてどのような取り組みになってまいりましたか。

三つ目には、国の雇用実施への強化策として雇用調整助成金の支給要件の緩和が図られることになりました。また、町の中小企業金融雇用安定助成金については、かなりな対象事業所があると思っておりますが、国の対象者からは、どのような事業所の数と考えられますか。

四つ目には、丹後や、この与謝野町の厳しい状況、あるいは京都府や京都労働局でも、この対策本部が設置をされておまして、求人確保が図られておりますけれども、そういったところに十分、この意見が届けられておるかどうか。

それから、平成18年度に雇用創造調査事業の取り組みがされてまいりましたが、3年たった現在も進捗したとは、私はとても思えないわけです。次の産業振興ビジョン、これの策定に移り、既に取り巻く環境も大きな変化を来しております。この事業は計画書ができたこと。このことで一応、委員会のようなものはつくられたと聞いておりますけれども、現状は、どのようになっておるか。あるいは、どのように今後、進められるか、このことについてお伺いをしておきたいと思っております。

2点目の質問は、臨時職員の実態と処遇の改善について、お伺いをいたします。今、全国の地方自治体に雇用されておる臨時非常勤職員の数は約60万人と言われております。これらの臨時非常勤職員は、いまや公共サービスの重要な担い手であると言われております。さきの臨時議会の人事院勧告の中でも、私も申しておきましたが、置かれている立場はあまりにも弱く、働く人々にとっても現在は冬の時代とは理解しながらも、合併以前は嘱託職員であった人が、臨時職員に置きかえられたことによりまして、ある面では民間の非正規よりも悪いのではないかと。例えば、一定の賞与的なものがあつたのが、なくなった。そういったこともありまして、年収は50万円以上ダウンしておると、こういう声も聞いております。全国で官製ワーキングプア、こういう基準から、さらに低い年収にして、いろいろ聞いてみますと、もう130~40万円がやっこさ、こういうふうにお聞きをしております。時間給では最低賃金は、かなり高いところでクリアしているんですけども、どうも生活として頼りにならない賃金ではないかなど、こんなふうに思っております。手取りとしては、さらにそれが低いわけでございますので、特に問題は、これらの職員が非常に法的にあいまいな地位にあると、こういうことも問題であると思っております。現在の行政改革の中で人件費の縮減は大きな課題ですけれども、この部分を臨時職員が担っている、このことについて評価をしながら、このあまりにも厳しい環境について非常に心配をしております。

せんだつても長妻厚労働大臣から、我が国の貧困率が15.7%と発表されました。

1, 500万円の子ども手当をもらえる方がある一方で、6人に1人は貧困者と、こういう認定で、この賃金では生活保護基準にも準ずる実態とすら考えています。そこで町長にお伺いいたしますのは、現在の臨時非常勤の各課ごとの人数についてお伺いをいたしますのと、あまりにも低い賃金実態について、私は人事院勧告に伴う案件、そのために見解を正してきましたが、二つには、このような賃金実態について、町長はどのようにお考えをされておられるのか、どのような認識を持たれておられるのか、現状の認識と処遇の改善への考え方について、お尋ねをいたします。

三つ目には、臨時職員さんの任用事例についている採用条件通知書を見てみますと、6カ月ごとの雇用期間について明示され、その後、その右側に契約の更新について、次のいずれかにより判断をすると、こういうふう書かれております。契約期間満了時の事務量、問題は、あなたの能力、勤務成績、勤務態度、これによって判定をしたと、これはある部分、そういった面もあるかと思いますが、このように位置されておると、したがって、この勤務成績、勤務態度ということ、いつも落ちつけないと、上司が気になる。あるいは当事者にとっては、全く文句の言えない職場になっているのではないかなと、こんなふう認識をしておりますが、町長は、このことについてどのようにお考えでしょうか。

それから、第3点目の質問は地籍調査についてであります。今日までかなり地籍調査については、お願いをしましりましたが、現状では将来への展望が全く見えない。開いていないことについて、これを待っておられる方々や、どうなっているのかと、こういう要望もありまして、平成22年度の予算編成の中で、ぜひご一考をいただく必要があると考えているところです。

地籍調査は一筆ごとの土地について、その所有者、地番、及び地籍を調査して、その結果を地籍図、及び地籍簿に取りまとめるもので、送付された法務局では地籍簿に基づき登記記録の内容が変更され、地籍図を不動産登記法第14条第1項の地図として備え付けることがされるものであります。これによりまして地籍調査が実施された地区では、土地の面積や地目など、登記内容が正確なものに変更される。登記されている土地の境界を現地に復元することが可能になります。その効果は境界のトラブルの未然防止、土地取引の円滑化、災害復旧工事の迅速化から固定資産税の課税の適正化に至るまで、多くのメリットがあると考えております。ただ、この事業は非常に時間がかかることや、多額の費用を要することから、京都府下の市町村でも、全体の進捗率は8%というふう聞いておりまして、全国平均の49%から見れば問題になりません。聞くところでは与謝野町も間もなく、町長も協議会の会長になられる順番が来るのではないと聞いております。ここはひとつですね、ぜひ真剣にお考えいただく必要があると、このように考えております。

なぜ、このような状況にあるのかを考えてみますと、やはり市町村の財政が弱いこと、あるいは、このことが一番大きな関係だと思っておりますけれども、幾つかのところは担当者や、あるいは担当課に全く熱意がなかった。境界確定の作業に多く努力が必要なことから、進捗の度合いが見えず、トップも意欲を喪失して、休止状態に至る。こういうことが指摘をされておりました。

旧加悦町も地籍調査に取り組んでから10数年がたちましたが、まだ、桑飼村、旧桑飼地域全部すら終了しないと、こういったことでございまして、地域でご協力をいただいた方もどんどん亡くなられたと、こういった実態を、やはり直視をしていただきたいと、このように思っております。いろいろな事情でこのような現状になっていると一定理解いたしますが、最近では、この

市町村の職員しかやれない部分というものが、どんどん業者におろしてやれると、こういうふうになっておりまして、法務局や国においても財政措置の強化は当然、図られると考えております。ぜひ町においても、新たな決意をお願いをしたい。そこで町長にお尋ねいたしますのは、この地籍調査の考え方、これについて改めて町長にお伺いをしたいと。

それから、新しい政権が、この事業への姿勢が明らかではありませんけれども、どのように進められようとしておられるのか、聞いておられましたらお願いをいたします。

この地籍調査に関連してお伺いしますのは、地籍調査ができておれば問題はなかったわけですが、固定資産税の土地の評価の扱いについてお伺いをします。このおくれの中で所有地の面積が、どうも少ないと思えるということで調査をされた方がございます。測量をしましたところ、実際にはかなり少ない面積でしかない、ということがわかりました。それで担当課に固定資産税の基礎となる面積の訂正と過年度分の還付を求めましたところ、それはできないと、こういうことで拒否されたということでしたが、どうも地方税法の解釈に、私は誤りがあるのではないかなと。また、固定資産評価員の責務として、当然、年1回の調査は義務づけられていますことから、この役割について疑義を抱くわけでございまして、このような地籍調査のおくれが、いろいろ問題を持っているということからも早期に本格的な姿勢で地籍調査を考えていただきたい。このことをお願いをしたいと思っております。

以上の点につきまして、町長のご見解をお願いいたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 勢旗議員、ご質問の1番目、深刻な不況への対応策を問うにお答えいたします。

初めに現状をどのように受けとめられているかのご質問でございますが、非常に厳しい状況が、しかも長く続いており、深刻な状況であるというふうに受けとめております。町内の産業界は低迷を続けておりますし、とりわけ織物業界にあっては廃業が後を絶たない状況で、他の業界でも仕事の減少による従業員の解雇も行われているようでございます。一言で言えば大変な状況下にあるものというふうと考えております。

次に、今年度の緊急雇用対策の取り組み状況でございますが、年度終了まで残り数カ月ございますが、現在の実績を申し上げますと、本年度全体で20事業を行っており、既に事業を終了しておりますのは10事業、残り半数の事業が実施中でございます。

次に、深刻な状況を国、京都府に上げられているか、また、その対応策の協議の状況はどのこととございますが、毎年、京都府には要望書を提出しており、とりわけ地域への企業誘致の強化や雇用調整助成金対象となります教育訓練の実施、織物業の活性化及び和装産業の振興や和装文化に触れる機会づくりなどの要望を行っております。要望に対して、特に回答はございませんが、具体的に与謝野町に特化した支援や、そうした施策ではなく、緊急雇用対策や金融制度の充実等、府内市町村全般にわたっての支援策として対応をしていただいているものというふうに受けとめております。

最後に、平成18年度に出されました雇用創造調査事業も、3年たっても進捗していないがとのこととございますが、本事業を行ったことにより、次のステップとして、具体的な業種において一定の雇用を創出する計画を立て、申請すれば国の支援が受けられる、地域雇用創造推進事業、

これはパッケージ事業でございますが、この事業は計画しました雇用を必ず創出しなければ補助金返還を強いられる事業でございます、次のステップに踏み出せていないのが現状でございます。織物業での新たな雇用創出にかかることが近道とは調査報告書に提案されておりますが、現下においては実現が非常に難しいといった状況でもあります。現在、策定中の産業振興ビジョンの中でも本調査の概要を報告しており、雇用創出も策定のメニューとしてご議論していただくこととしております。とりわけ今回の産業振興ビジョンは農業や福祉分野からも委員としてお世話になっておりますので、雇用創出について一歩踏み出せるご意見も期待しているところでございますが、事業を進める上では、もう少し実現可能な雇用分野を模索する必要があるというふうに考えております。

次に、ご質問の2番目、臨時職員の処遇の改善についての1点目、現在の臨時職員の各課ごとの人数でございますが、12月1日現在で週20時間以上の勤務をお願いしておりますのは、総務課3人、建設課3人、商工観光課4人、野田川地域振興課2人、水道課3人、下水道課1人、住民環境課7人、加悦地域振興課5人、福祉課56人、保健課4人、農林課3人、教育委員会35人の計126人でございます。このほか短時間勤務者として89人の方にお世話になっております。

2点目の、現状は、あまりにも低い賃金実態と聞くがとのことでございますが、現在、採用時の一般事務の時給は826円、日額6,400円で、保育士等の有資格者は時給839円、日額6,500円、また、作業員は職種により時給800円から955円、日額6,200円から7,400円としております。京都府の最低賃金は、ことし10月17日から時給729円、日額5,650円となっており、また、この地域の民間企業の実態から見ましても当町の賃金が特に低い賃金実態との認識はございません。近隣市町には制度のない2キロ以上の通勤者に対しては、通勤手当も賃金に加算して支給しております。さらに昨年からは職員給料は減額措置をしておりますが、臨時職員の賃金につきましては行っておりません。

3点目の採用条件通知を見ると、全く文句が言えないような採用条件になっているがについてでございますが、新たに臨時職員に採用したときや、契約の更新ときは、採用事例とともに採用条件通知を交付しております。この採用条件通知につきましては、採用に当たっての雇用期間、勤務場所、仕事の内容、始業、就業時間及び休憩時間、時間外勤務、休暇賃金の内容など勤務に当たっての基本的な採用条件を記載しておりますが、これらは採用に当たって、少なくとも労働者に通知すべき内容として厚生労働省が示しておりますモデル案に準拠した内容となっておりますので、ご理解いただくほかはないものというふうに思っております。

いずれにいたしましても与謝野町の厳しい現状の中で正職員、臨時職員を問わず日々の業務に精力的に励んでいてくれますし、臨時職員も当町のまちづくりにとって欠かすことのできない重要な存在だというふうに認識いたしております。

次に3番目の地籍調査を、今後どう進めるかのご質問でございますが、まず、最初に議員もご承知のことと思いますが、地籍調査とはどういったものかということをご改めて申し上げておきたいというふうに思います。地籍調査は1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するものでございます。地籍とは、いわば土地に関します戸籍のことでございます。我が国においては、土地に関する記録として広く利用されている法務局に備えつけの地図は、

その半分ほどが、いまだに明治時代の地租改正時につくられました地図、つまり構図などをもとにしたものでございます。構図は境界、形状などが現実と違う場合があります、また、登記簿に記載された土地の面積も正確ではない場合もあるのが実態でございます。地籍調査が行われると、その成果が法務局に送られ、法務局において、これまでの登記簿、公図が更新されることとなり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に期待をされるものでございます。

地籍調査の成果は一定の区域単位のものでなければならず、また、1回、その成果を届けた後の追加は無理であり、その地域の問題点をすべて処理する必要があるため、不測の日数を要しております。加悦地域では、温江地区の一部で地籍調査が完了しており、現在、災害査定によりおこなっております加悦地区の閲覧準備をしているところでございます。また、温江地区のライスセンター付近についても、国土地理院への申請の準備ができる段階となりました。

次に、今後の進め方についてですが、最初の現地調査から、かなりの年数が経過しているため、その間、土地の移動があったり、地元への確認作業にも時間を要する状況となっており、早期に整理を進める必要があるというふうに認識しておりますが、この業務につきましても、現在のところ職員は他の業務と併用して行っているのが現状でございます。先ほど申し上げました問題点を解決するには専従の係を設置し、対処するのがよいというふうに思いますが、人員の配置については、組織全体を調整する必要もあるということから、今すぐに対応することはできませんが、今後の検討としていきたいというふうに考えております。

次に、関連して固定資産、土地の地籍が現状と異なる場合、登記地籍が基準とのことで、変更できないことについて、地方税法等の解釈に誤りはないかとのことでございますが、固定資産の評価につきましては、地方税法第403条第1項において、地方税法第388条第1項の総務大臣が告示する固定資産評価基準によって価格を決定しなければならないというふうにされております。固定資産評価基準には、各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地籍は、原則として登記簿に記載されている土地については、登記されている地籍によるものとし、登記されていない土地については現況の地籍によるものとされております。しかしながら、市町村の一部の地域については、地籍調査が完了し、調査後の新地籍が登記されている場合、原則どおり登記簿上の地籍によって評価を行いますと、同一市町村内において地籍調査の完了した地域と未完了地域との間で負担の公平を欠く恐れがあると認められる場合は、特例的な取り扱いをすることもできるというふうにされております。

加悦地域の一部において地籍調査が完了し、新地籍が登録されておりますが、この特例によりまして新地籍が旧地籍より大きい場合は旧地籍により、また、新地籍が旧地籍より小さい場合は新地籍とする納税者有利、優先の考えによって課税地籍としております。

次に、固定資産税評価委員の役割についてでございますが、地方税法第403条に市町村長は固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならないというふうにされており、第404条では市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため固定資産評価員を設置するというふうにされております。そして、第405条に固定資産評価補助員を専任して、固定資産評価員の職務を補助させることができるというふうにされております。年間、建築されます家屋、約100件、取り壊しをされる家屋、約100件、土地についても地目変更や用途変更が多数行われておりまして、すべて私が現地調査を行い、固

定資産評価基準によって価格を決定することは不可能でありますので、固定資産評価員及び評価補助金を専任して評価をしなければ、固定資産の価格を決定することができません。固定資産評価員は、数多い固定資産を固定資産評価基準により評価し、その適正な価格を求めるといった職務を担当するもので、同時に固定資産の評価のいかんは直接住民の負担につらなる重要な問題であり、固定資産相互間において、よく均衡を保持しなければならないという問題も包蔵する役割をしているというふうに考えております。

以上で、勢旗議員への1回目の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） ありがとうございます。

それでは、まず、1点目の不況関係についてお尋ねをしたいんですけども、きのうお話を聞きましたところでは、商工会ともかなり詰めて9月の補正予算からやってきたと、こういったことで、それはしっかり我々の方でも受けとめる必要があるのかなど、このように思っております。何件か回ってお話をお聞きしました中で、町長に、ぜひお願いをしておいてほしいという声がありましたのは、やはり一生懸命それぞれの企業でやっておるんだけども、なかなか町長に直接、声を届けることができないと、ぜひ町長も、こういった実情を、大変お忙しいと思っておりますけれども、足を伸してほしいと、そういう企業の方があったということをお伝えしておきたいと思っております。

それから、ハローワークの方でも、今後の振興ビジョンの委員にハローワークもなっていっちゃると、こういうことお聞きをいたしまして、そういった連携も今後、しっかりとさせていただきたいと思っております。きのうになりまして、私の方にあった関係では、こういった、いわゆる国の緊急雇用対策については、しっかりやっていたらいいと思うんですが、きのう、私の方にありましたのは、ここで企業を解雇されたんだけども、その相談に、実際に町は、どこに行きたいのかということがはっきりわからない。そういうお話がございまして、特に、これは中高年の方や、それから若いお母さん方ですね、なかなか働く場がないわけですし、内職も含めて、ぜひしっかりと、そういうことがお願いできないかなど、どういった数があるかわかりませんが、そういうお話がきのう、私の方に寄せられてまいりました一つですね、そういった部分でも考えていただきたい。国の方でもワンストップサービスということで、いわゆるハローワークに失業対策から、それから生活保護、あるいは住宅の問題までを一つにまとめて相談できる。そういった仕組みが考えられておるようであり、ぜひこの部分についても補強をしていただきたいなど、このように思っております。

それから、二つ目の臨時職員について、これは町長がおっしゃるとおりで、そういう部分もあるわけですが、しかし、126名の方が、今、働いていらっしゃる。しかも、私が若干問題ではないと思っておりますのは、恒常的にずっと世話になっている方がいるわけですね。この方は、はっきりと生活給ですから、その辺のことが一番気になるわけがございまして、ぜひ、町長にも最低賃金はクリアしているではなくしに、職場の中で、そういった方々にも声をかけていただきたいなというふうに思っております。

それから、せんだって、私も、この情報公開制度を利用して、三六協定の写しを交付を受

けたわけですが、その内容を見てもみると、どうも現在の仕事とは、ちょっとこういう仕事の内容とは変わっているのではないかなと、そういうところがある業種と、それから、一般職員の方との時間の差ですね、30分、あるいは15分と、このことが非常に、私は権利の部分で後に影響を及ぼすと、こういうふうに考えておまして、なぜその30分、臨時の職員が短なければならぬのか、その辺、そういったことについても、ぜひご検討をいただきたい。

それから、現実には、これは民間でも十分言われてきたことですが、正規、非正規、正職員、臨時職ということが、現在に至るも、その一つの身分制度のようなことになっているということで、これはもう町長もご存じのように、同一労働、同一賃金という、あるいはワークシェアリングということでは一定の役割を果たしているんですけども、そういった視点からもですね、一定の前進的な考え方を取り入れていただくと、そういう時代に来ているのではないかなということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、3点目の地籍調査についてでございますが、これは町長、今おっしゃいましたように、土地の戸籍簿だということで、私はぜひ、このことを町長も重視をしていただきたいなど、このように思っておるわけでございます。そういった点で十分ご理解をいただければ、私は岩滝町や野田川町で地籍調査やったことから、固定資産税の税収が一定額はふえていると、このことから私は考えていただけるのではないかなというふうに思っております。

それから、地方税法の第388条第1項ですね、いわゆる固定資産評価基準についての答弁をいただきましたが、私は地籍調査との差を言うていないんです。いうたら現実には今、私のところへ聞いて、これは課長の方にも伝えたんですけども、土地が、道路に協力した、あるいは、そういったこと、何らかの事情で土地の面積が非常に少ないと、それで、そのことがわかった、税務課に、担当課に行きますと、いやそれはもう登記を直してもらわなあかと、実際の登記簿を直してもらわんとかんとということだったわけですが、しかし、本当にそうなのかなと、私はここに疑問を持ちまして、評価基準を見てみたわけですが、そうしますと、評価基準には、確かに登記簿に・・・したものだ、ということになっているんですが、原則としてと、こうなっているんですね。ここに私はポイントがあると、原則にしてということは、原則は、そうであるけれども、原則外があるということなんですね。したがって、実際にはないものを、面積をはかって、それが税金の対象になるんです。このことは私は、ぜひこれはお考えをいただきたいというふうに思っております。それから、還付をしないということがございましたが、私は、これ還付をしない理由もないと思うんです。当然、還付しなければならないと、そういった誤りがあったら、このことはぜひ、一つやっていたきたい。これだけ税に対するいろいろな意見が出るわけですから、ぜひともお願いをしたいなと思っております。

それから、先ほどの不況対策の中で、ちょっと漏らしたんですが、先ほど町長の答弁の中で、雇用創造事業について、これをやらなんだら補助金を返還せんなど、こういうお話がございました。だけど、私はそうではないのではないかなと、あのとき聞いておりましたのは、あの400万円という報告書をつくられたのは、労働省が全部、金を出してつくったので、町の予算をくぐってないと思っております。したがって、原本はできて、そして、そういう委員会もできて、しかし、あの内容も、いろいろ意見はあると思いますけれども、そういうふうに見ると、私は補助金返還にはならないのではないかなと思っておりますが、そのところも含めて、わか

っております範囲で結構ですので、お願いします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほどのいろいろな今の社会状況の中で、とりわけ織物業の方たちが大変だということも、その直接、こういう会合でということにはなっていないんですけども、皆さんから、近所の方たち等からお聞きしましても、大変厳しいということが手に取るようにわかるわけでございます。1,000万反織っていたものが、もう40万台ということになりますと、本当に厳しい状況だということ、それだけでもわかるわけでございますけれども、そうした中で、できるだけ皆さんのご意見を聞かせてもらおう。また、そういう機会があって、ぜひ町長、来てくれというような、そういう場面があれば、いつでも行かせていただきますので、町長の出前講座じゃないですけども、聞かせていただく、ご用聞き行かせていただくような場面もあうかと思えます。しかし、地域懇談会等もございますので、そうした中でもお聞かせいただくこともできるわけでございますので、できるだけ、そうした格好で直接、届けていただくような場面を、ぜひ心がけたいというふうに思います。

それから、いろいろな雇用の問題につきましては、国の方も今、非常に厳しい状況の中で、そうした問題についてハローワークを通じて、いろいろな情報を提供したり、あるいは具体的な窓口として、雇用の創出のために頑張ってもらっていると思えますし、そうしたことが町の中では不況対策の窓口も、いろいろな形でご相談をかけていただけたらというふうに思います。どこへ行かなければならないということではないですけども、お話の中身によっていろいろな、そういう専門の方に相談を持っていただくような、そういう取り次ぎと申しますか、お知らせをさせていただくこともできますので、遠慮せずに地域振興課なり商工観光課なりに相談がけをしていただきまして、直接なかなか解決というわけにはいきませんが、いろいろなお手伝いがさせていただけるのではないかなというふうに思いますので、そうした形でお世話になれたらというふうに思います。

それから、正職員と臨時職員の中でのいろいろな問題、また、その処遇等でございますけれども、ちょっと私自身わからないところもございます。これらにつきましては、また、いろいろと内部でも精査をするという申しますか、検討させていただいて、より不公平感のないような形でさせていただきたいというふうに思います。確かに多くの皆さんに少しでも、そうした雇用の場が開けるといって固定した方をずっとという、そういう昔のようなやり方にはなっておりませんので、やはりその点で、一たん臨時でも雇用されればずっとだというお考えがあろうかと思えますけれども、そうではないということ、やはりきっちりとお伝えした上での雇用ということになりますので、その辺の誤解、あるいは取り違え等があるのではないかなというふうに思いますので、これらの面につきましても、中身をもう少し見させていただきたいというふうに思います。

それから、地籍調査の件につきましては、具体的に私自身が、あまりちんぷんかんぷんなところがありまして、勢旗議員さんのいろいろな知識や、そういう中で疑問に思われる点がございます。それらにつきましても今後、検討をさせていただき、国の制度の中での動きでございますので、それらについて、原則としてという言葉ということもございましたが、どういふものか、少し研究がさせていただきたいと存じます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 町長の方から、それぞれの項目にわたって詳細に答弁をいただいたと、このように思っております。ただ、こういった厳しい状況の中ですので、ぜひ、この正職員の方と、あるいは臨時職員の方とが一体となってやれるような、一つの仕組みをぜひしっかりと構築をしていただきたいなど、現在もそうなっていると思うんですけども、一つお願いをしたいなと思っておりまして。それから、税にかかわる問題は非常に微妙でございまして、ぜひ私の方にも、これははっきりしておいてほしいというお話がございました。担当課の方で十分ご検討をいただきたいと、このことをお願いして終わります。

議長（森本敏軌） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

次に、3番、上山光正議員の一般質問を許します。

上山議員。

3 番（上山光正） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私はご案内のとおり、与謝野町の合併効果の検証、及び今後の課題ということで質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、この与謝野町は合併してから間もなく4年が経過していくわけですが、国全体が経済的にも弱体化の傾向に進みつつある中で、国も地方も財政状況は非常に厳しい、こういった状況にあります。ご存じのとおり市町村合併とは、日本における市町村の合体、編入を示しておりますが、この合体、編入のことを一般的には市町村合併と定義されていることが多いわけでありまして、当初、合併について総務省が発表した主な課題、あるいは理由として以下に述べますが、地方分権、それから広域化した住民の生活圏への対応、少子高齢化への対応、多様化が進む住民ニーズへの対応、国と地方財政の悪化の対応などなどの課題を掲げつつ、行政能力の向上を目指すことが市町村合併の主な目的となっていたわけでありまして、中でも人口1万人未満の自治体の生き残りは、ほぼ不可能と、こういう論調の中で小規模市町村が合併やむなしの流れに一気に傾き、焦って合併論議をしていたんじゃないかなという感がするわけですが、人口規模にこだわらない方針に、当時、転換しつつあったわけですけども、このことが、さらに大きく論戦に影響をしていたことも、また、事実であろうかと思えます。地方分権を推進されることにより、過疎化はもとより人口の減少に始まり、少子高齢化など、地域社会におけるさまざまな問題と照らし合わせてみたとき、より住民の意思を繁榮して、その対策が立てやすくなったか、この点を伺っておきたいというふうに思います。

次に、車社会と化した地域住民の生活圏が広域化したことによる観点から、行政サービスやまちづくりは、どのように変化をしてきているのか、この点も伺っておきたいと思えます。

次に、少子高齢化への対応ですが、日本社会の現状やライフスタイルの多様化に基づいて、子供の出生率の低下や高齢者の増加が如実にあらわれている今日におきまして、老人ホームなどの福祉施設の提供や働きながらも子供を育てやすい環境づくりの達成度は、いかに上ってきたでしょうか。

次に、多様化が進む住民ニーズへの対応ですが、価値観にも、さまざまなものがあるわけですが、住民の求めるサービスが一段と高度化しております。こういった住民の要求にこたえるために、専門的で高度な能力を持つ職員、この職員の育成することができましたでしょうか。この点も伺っておきたいと思えます。

次に、国と地方財政の悪化への対応ですが、まちづくり手助けは国から市町村へと流れてくるわけですが、交付税、補助金などで賄われている現在の財政状況は、これまでのペースでまちづくりを行うことが不可能となっている、この現状、このことを防ぐための対策はできておりますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

次に、時代が変われば合併の目的も当然、変化してくるわけですが、明治の大合併や戦後の昭和の大合併は、それぞれ小学校、中学校の運営に必要な規模という、国においては明確な行政規模の設計上の合併推進であったわけであります。これに対して高度成長期の合併と、平成の大合併は、そのような目標設定がないままに財政規模の増大、財政破綻の回避に住民の競争心や危機感をあおる形で行われてきたわけであります。これが理念なき市町村合併との批判をいただいているわけでもあろうかと思えます。この与謝野町の理念と目的は、どこまで達成をされましたでしょうか。

次に、合併によって息を吹き返した地域もあれば、逆に苦しい状況に至ってしまったと感じる地域もあるわけであります。財政負担をなくし、住民サービスを向上させるという、この目的があまりにも急ぎ足で展開されて、こういったために逆に負の連鎖が生じることもあると思うわけであります。厳しい財政状況の不安のもとで、将来、現状のサービス維持が難しくなると予測されて、そして、職員の削減などによる経費の軽減によって行財政の法律を凶るとされております。このことが実感として、住民サービスの低下につながってはいないかという、この点を伺っておきたいと思えます。

次に、特に住民サービスにこたえるという傾向が強かったわけでありますが、余りにも地域住民がないがしろにされている、このように感じている事例が目立つわけです。合併後の一体感の醸成が、なぜうまくいかないかという最大の理由が、ここに潜んでいると私は思います。

慎重に住民の声に耳を傾けつつ、今この地域に必要なことは何かということを計画的に考えることが必要であろうかと思えます。それが一体感の醸成につながる理想的な第一歩であると考えますが、この点を伺っておきたいと思えます。

次に、与謝野町は合併して、この4年間をみずから検証して、合併理念のと通りの展開ができましたでしょうか。住民が健康で住みやすく、親切で公平さを保ち、福祉にとんだ新しい町として生まれ変わったと言い切れますでしょうか。与謝野町を10点満点で採点をしたときに、何点を住民から授受できると思えますかということをお伺いさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 上山議員の与謝野町の合併効果の検証及び今後の課題につきまして、お答えいたします。

まず、1点目の地方分権の推進は対策が立てやすくなったかにつきましては、平成12年4月に地方自治法を中心とした457の法律が改正されました。これが、いわゆる地方分権一括法、正式には地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律と言われるものでございます。この法律施行により地方自治体は自主、自立、自己責任が問われるようになりました。あわせて、このころから市町村合併が飛躍的に進むことになり、加悦町、岩滝町、野田川町の3町も

例に漏れず平成18年3月に与謝野町として新たにスタートすることとなりました。しかしながら、地方分権一括法の施行や市町村合併による地方分権は、まだまだ、有名無実の域を出ておらず、財政的には自立できるような状態ではなく、住民の意見を十分に踏まえた施策ができるところまでは進んでいないというふうに考えております。

2点目の住民の生活圏の広域化で、行政サービスは変化したかにつきましては、3町が合併する前から、既に、この地域でもモータリゼーションが進展し、町域を超えた生活圏が広がっていたというふうに思っております。3町の合併によりまして、それまでの実際の生活圏と町域がマッチして、行政サービスも提供しやすくなったのではないかというふうに感じております。また、3町が合併したことで、財源の集中により大きな事業に取り組めるようになったことや、野田川流域の環境改善に向けた広域的な取り組みが可能になったと思っております。さらに地場産業であります丹後ちりめんが衰退していく中で、近隣市町のような急激な行政サービスの変化に比べまして、本町では防災対策や福祉施策などの特徴を残しながら、与謝野町民の皆様にとっては緩やかな変化の中でまちづくりができる余裕が、まだ残っているのではないかというふうに感じております。

3点目の高齢者福祉施設、及び子育ての環境づくりの達成度につきましては、議員がおっしゃいますとおり、本町は少子高齢化が進み、高齢者比率は本年10月末で29%と高く、高齢者支援策は必至となっております。こういった中、ご質問の老人ホーム等の福祉施策の整備は、平成12年度の介護保険制度以降、計画的に整備が進んでおりまして、第4期介護保険事業計画からいけば、利用者数は順調に推移いたしております。しかし、現状は特別養護老人ホームへの待機者が180名程度おられることから、計画の見直しも含め施設整備は必要ではないかというふうに考えております。

次に、子供の環境づくりについては、都市部に見られますような保育所入所の待機児童もなく、また、妊婦の検診費用支援や子育て医療支援制度など、子育て環境については一定支援をさせていただいているというふうに思っております。なお、その達成度につきましては、人それぞれにより感覚の違いがあるというふうに思いますし、住民の皆様が判断されることであるというふうに考えておりますので、この場での自己評価はご勘弁いただきたいというふうに思っております。

4点目の専門的な高度な能力を持つ職員育成につきましては、議員がおっしゃるとおり住民ニーズの多様化、複雑化、さらに価値観までも分散化してきており、これに対応する職員を育成することは火急のことであるというふうに考えております。このため都市計画に対する課題や、町の財政運営に対する課題解決に向けましては、若手職員を1年間、あるいは2年間、京都府へ派遣研修させております。また、新たな課題となります町営バス運営事業や有線テレビ拡張事業のような、これまでにない行政サービスに対応するためには、職員の兼務をできるだけ少なくして、職員が民間の知識などを吸収しながら対応できるようにしており、専門性を高めながら職責が全うできるような配慮をいたしております。

このように3町合併により職員数が増加したことで、規模のメリットが生まれ、旧町時代では全面的にコンサルティング業者に頼っていたような事業でも、職員が積極的にノウハウを吸収しながら事業に取り組んでおりますので、一定程度の職員育成ができるようになってきたのではないかというふうに考えております。

5点目の国と地方の財政悪化でまちづくりが不可能となっている現状で、このことを防ぐための対応につきましてお答えいたします。議員、ご指摘のとおり、国では昨年来の経済不況による緊急経済対策や、それに伴う赤字国債の増発で大変な財政状況でございます。去る8月の政権交代により、現政権では Manifesto の実現が優先され、95兆円という未曾有の概算要求予算となっております。このため事業仕分けで概算要求の大幅な削減が求められるなど、財政運営的には経済対策でアクセルを踏んだり、事業の仕分けでブレーキを踏んだり、非常に先行きが不透明な状態であるというふうに考えております。このような状態で、持続可能なまちづくりを進めていくのは至難のわざであることは皆様にもご理解いただけるものと考えております。よって、本町では現在の与謝野町行政改革大綱の目標を着実に実行して、むだをなくし、さらに与謝野町総合計画に盛り込まれました町民の皆さんの希望の一つでも多く実現していくことが、町民の皆様に対してのまちづくりの責任であるというふうに考えております。

6点目の理念なき市町村合併という、与謝野町の理念と目的につきましては、まず、平成の大合併と言われる今回の市町村合併が理念なき市町村合併ということでございますが、平成12年の地方分権一括法による地方自治体の自主、自立、自己責任が、今回の平成の大合併の目的ではなかったかと思っております。しかし、目的や理念よりも地方自治体の財政危機への対応や、その財政危機からくる持続可能なまちづくりへの不安が、多くの市町村合併を推し進めたというふうに考えております。本町とて、この地方交付税の削減などによる財政危機の成り行き不安が旧3町ともあり、このことが合併を進めた要因であるというふうに思っております。合併後、職員数の削減や事務事業の統一などの効果があらわれる一方で、与謝野町としての一体感などは、さらに一歩も二歩も進める必要があるというふうに感じております。しかしながら、合併4年足らずというまちづくりの途中であることを考えますと、ここまでの結果としては、旧町の合併の思いは、ある程度達成しているのではないかというふうに感じております。

7点目の職員の削減が住民サービスの低下につながっていないかにつきましては、合併直後の平成18年4月の町職員数は320人ございました。ことしの4月には285人となっており、これまでに35人を削減してきております。今後、平成30年を目標に、さらに削減を進めて230人程度の町職員数に移行する予定をいたしております。このためには庁舎の統合問題、保育所、幼稚園、小学校、さらにはそのほかの公共施設の統廃合問題など、解決しなければならない課題が山積しております。これまでは庁舎内の職員を中心に削減が進んでおり、それぞれの課においては、合併当初から2名、3名の職員が減少しているところもございます。議員がおっしゃるとおり、そのことが住民サービスの低下として、住民の皆様が感じておられるのかもしれませんが、しかし、住民サービスの低下にならないように、できるだけ努力を傾注しながら持続可能な行政運営を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、それには町民の皆様方も、また、議員の皆様方もご理解をいただきまして、ご協力をいただきますよう、お願いが申し上げます。

なお、息を吹き返した地域もあれば、逆に苦しい状況に陥ってしまった地域があるというふうにおっしゃられております。しかし、加悦、岩滝、野田川の、それぞれの地域が与謝野町として一つの町になったものでございます。現在は、まちづくりの過渡期であるということをご理解いただき、一つの町に向かって一致協力していただきますよう節にお願いを申し上げます。

8点目の慎重に住民の声に耳を傾け、地域に必要なことを計画的に考えることが必要、それが一体感の醸成につながるにつかまして、お答えいたします。町民の皆様方とともに協働で作成した与謝野町総合計画でも強調しておりますが、町民の皆様それぞれに自助、共助、商助を求めています。これは地方分権のところでも地方自治体にも自主、自立、自己責任が求められているということをお話ししておりますが、その延長でもございます。本町でも旧町時代同様に行政サービスが受けられずに、サービス低下が生じていると感じておられる方々もいらっしゃることは十分認識しております。しかしながら、そのことは、3町が合併したから生じたというよりも、国、地方自治体が天文学的な債務を抱えて、これ以上、将来世代に負債を回さないためにも必要なことであり、この行政の改革はどうしても進める必要があるというふうに思っております。このことは国、地方自治体、区、隣組、個人に至るまで、すべての段階において、ご理解とご協力がなければ実現しないものでございます。旧町時代とは違った行政運営で、ご迷惑やご不満を生じているかもしれませんが、地域によっては今までと違う行政運営でも、町全体としては公平で効率的で、よりよい方法であるとの考えで進めておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに存じます。

最後の、与謝野町は生まれ変わったと言い切れますかにつかまして、お答えいたします。平成18年3月の3町合併から既に4年になろうとしております。現在のまちづくりは過渡期であるというふうに認識しております。福祉施策にせよ、健康施策にしる、さまざまな施策で新しい町に生まれ変わったといえるところまで到達していないと考えています。与謝野町としましては、町民の皆様方に満足していただけるのは、まだまだ先のことではないかと思っておりますが、私が前回の選挙でお示ししましたローカルマニフェストによる町政運営は、少しずつではありますが、着実に進んでいるというふうに思っております。そのマニフェストにつかましては、宮津青年会議所主催によるローカルマニフェスト検証大会で70点余りの評価をちょうだいいたしております。合併して4年間の最終的な評価は、町民の皆様方がされることではないかというふうに思っておりますので、この場での自己評価はご勘弁いただきたいというふうに思っております。

以上で、上山議員、ご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） ここで、質問の途中ですが、休憩したいと思います。

50分再開したいと思います。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

上山議員の質問を続行します。

上山議員。

3番（上山光正） ただいま町長からは、多岐にわたりまして、9項目という回答をいただきました。私は2問目に入りますけれども、これはあくまでも私見ではあるわけですが、分権の推進は必ずしも住民の意思、繁栄、対策が立てやすくなったとは私も思っておりません。これはむしろ難しくなってきたんじゃないかなというふうに思っております。この点は高齢者への社会保障も非常に大切であることは言うまでもありませんし、また、それに倍して、次世代を背負う教育に将来の目線を注ぐ、このことも非常に大事じゃないかなと思っております。高齢化と人口の減少、そ

れから、労働者が減り、年寄りがふえて、そして、若い人がいなくなる。今、既にそういうような状況が見られるわけですが、非常に怖い社会の到来、これがもうすぐそこまで来ているんじゃないかなと実感をいたしております。

子ども手当では人口減も、また、高齢化も決してとめることはできないわけですね。まず、女性が子供を産みやすく、そして、育てやすい環境をつくる。乱暴な言い方をすれば、女性が利用しやすい保育所や幼稚園をつくる。それから、託児所もつくる。こんな積極的な施策が必要だと私は思います。十分でないにしても与謝野町では、この点は他町よりもすぐれていると思うんですが、この点は、どういうふうにお考えでしょうか。それから、表現は非常に悪いわけですが、申しわけないんですが、合併によって、この息を吹き返した地域もある。また、逆に苦しい状況に至ってしまった地域もある。このように、先ほど申し上げました。これはすべて住民さんからの声でございます。中には、可能であれば旧町に帰りたいと、内容はあまり詳しくご存じない住民さんではありましても、やはり実感として旧町の方がよかったなど、こういう声が聞かれるわけでございます。こんな気持ちこそが素直な住民の偽らない気持ちかと、私は思います。

財政負担を軽くして、そして、住民サービスを向上させる、先ほども申し上げましたが、この目的の発想、展開がですね、余りにも急ぎ足で進められたために、逆に負の連鎖が生じることとなったと私は思っております。これが合併して、何もよいことがないと、こう言わせるんじゃないかなと思います。これも先に申し上げましたが、合併後の一体感の醸成が、なぜうまくいかないかという最大の原因は、ここにあるんじゃないかなと、これは私の私見です。

私は、出口調査ほど正確なものではないにしても、一応、調査をしてきました。その中で、ある地域は、合併効果は確かにあるという声が多いです。また、ある地域は、わからんけど、効果はあるん違うかなと、こういう声が聞かれます。また、ある地域は合併は損ばかり、せんほうがよかった。ほとんどの声が、ここで聞かれます。これは旧町時代の、これもたとえが悪いんですけども、おんぶにだっこ、すべて行政に申し出れば、素直にといいですか、十分に手厚い施策を行ってきた、こういう背景があるからこそ、こういった言葉が聞かれるんじゃないかなというふうに思います。やはりこれは今回、こうして合併は損ばかり、こう言い切られた住民の皆さん方に、このテレビを通じて、報道を通じて、そうじゃないんですよと。合併はしてよかったんだと、こういうふうに言うだけで、こういう施策、また地域の活動が、私は必要じゃないかなというふうに思います。やはりこれは地域と町とが常にキャッチボールを行っていくと、そして、問題点の解決を進めていくということが一体感の醸成、これにつながっていくんじゃないかなと思います。これはあくまでも私の聞き込み調査、これが実態であり、最大の課題だと思っておりますが、町長のお考えはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目にも、いろいろとご質問がございましたけれども、この理念なき合併という、平成の合併というふうなことが言われますけれども、やはり皆さん、それぞれの町が、この合併を選択したのは、それぞれに、そこへ至りますまでに、やっぱり住民の皆さんとの十分なキャッチボールがあって、そして、自分たちの町は、自分たちの地域といいますか、その町をつくっていくのは自分たちだという、そういう意識が、どこまであったかどうかということも、これ大きな要因だというふうに思います。持続可能な町をつくっていく、今までのままでは、も

う手を挙げるしかないような非常に厳しい財政的な状況だと。じゃあそれを持続可能な町にしていくためには、合併というのも一つの方法、そうではなしに、1町でいく、あるいは1村でいくのも一つの方法、それらを、この合併論議の中で、それぞれの町が真剣に考えて、そして、幸いなことに、この与謝野町は、3町の町がお互いに手を組んで一つの町にしていきましょうという合併が成り立ったわけです。そのときに論じられたのは、単なる財政の問題、あるいは、先ほどの損得の問題、それに絡んできて、そういったことがあったんですけども、やはり一番大事なのは、そうしたお金である財政と同じように、ここの町に住む人も、これ大きな財産ですので、その人たちが、どう意識を変えて、どうそのまちづくりに参画していただけるか、そのことが持続可能な町、あるいは、その住民サービスが行き届いた町になっていくんだというふうに、私は思っています。そういう意味では道半ばと申し上げましたのは、町は何をした、かにをした、これをした。また、住民の方からは、町は何をしてくれん、これをしてくれん、あれをしてくれんという、そういう状況が、まだ、十分ご理解いただいていない部分が大いにあるのではないかなと、だから、先ほど言われましたように、おんぶにだっこという格好で潤沢なところは、そういう形でできた地域もあるでしょうし、非常に苦しいところは、それまでに住民の皆さんにも一定の自助という格好で協力してくださいよ、それができない場合には地域での手を組んで協力してくださいよということが、ある程度、理解できていた地域との、その温度差が今、出てきているのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、今後のやはり、この与謝野町の課題としては、その財政の問題と、そうした人材をどう育てていくか、特に次世代を担う人材をどう育てていくかということが、今後の非常に大きな、先に向かった、前に向かったまちづくりをする中で、私は大きな課題になってくるのではないかなというふうに思っております。

そうした意味で、あれができた、これができた、あれができん、これができんということも大事なんですけれども、そうしたまちづくりをお互いに論じていく、それはある程度時間がかかると思います。ですから、そういうことによって一体感の醸成が成り立っていくんだというふうに思いますので、そしてまた、それがよいまちづくりにつながり、持続可能な与謝野町をつくっていく大きな原点になるんだと思いますので、そうしたことを考えますと、まだまだ不十分だということと私は思っております。

ですから、何ができた、かにができた以上に、そのことを、やはり今後のまちづくりには、大きなウエートを置く最重点として掲げなければならない問題ではないかなというふうに考えております。お答えになったかどうかかわからないんですけども、上山議員さんも私見をおっしゃいましたので、私自身も私見を申し上げて答弁とさせていただきます。

3 番（上山光正） 終わります。

議 長（森本敏軌） これで、上山光正議員の一般質問を終わります。

次に、5番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは、議長のお許しを得まして、通告によりまして、町長に対しまして、リフレかやの里の活用とはということと。来年度予算計画ということにつきまして、2点ばかり一般質問をさせていただきたいと思います。

去る6月議会に提案されました食と健康の拠点施設、リフレかやの里の運営につきましては、

指定管理者として、社会福祉法人よさのうみ福祉会というところに指定する案件が否決されました結果、はや半年が経過しようとしております。この件につきましては、その後、加悦地区の方々、また、指定されましたよさのうみ福祉会、野田川地区の方々など、さまざまなお声を聞きいたしております。先般の9月議会におきましても、谷口議員、また、糸井議員からも、その後の理事者の考えをお聞きされる一般質問がなされましたが、私も何とか早く結論をという、結論を出されるべきではないかという町の方々の声を聞くものでございますので、このたび質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の一つ目に、先般の糸井議員の一般質問に対しまして、今後、運営するにはどのぐらいの資金需要が必要なのか、住民代表の方も入っていただいて、検討したいというような町長の答弁でございましたが、入浴施設再開の意味だと私は理解いたしておりますが、これが数値が算出されたものかどうかということとあわせて、住民の方も入っての検討委員会は持たれたのか、また、方向性は出されたのか、まず、最初に質問いたしたいと思っております。

次に、2番目に、いわゆる指定管理者団体に提案がありました、よさのうみ福祉会ですが、8月18日付けで町及び議会に対して指定管理者の指定を、ぜひとも実現していただきたい旨の強い要望書が出されております。我々議会も、この件に関しましては、いまだ全員で検討させていただくこともできていない中で、理事者側の見解をお聞きすることにつきましては、心苦しい面もございますが、町としての対応はどのようにされているのか、お聞きしたいと、質問いたします。

三つ目に、6月の補正予算で施設の改修経費として5,000万円が提案されました。この財源として地域活性化、経済危機対策臨時交付金が充てられるというようにお聞きいたしておりますが、仮にこれから指定されました場合、この交付金は、まだ適用できるものなのかどうか、もしだめであれば、どういった財源を考慮されているのかを質問いたしたいと思っております。

四つ目に、過去にも大勢の議員の方々が、この地域、工芸村をどうするのかといった質問や提案が、たびたびなされてきましたが、私の記憶力の低下なのか、いま一つわかりやすい指針といったものが記憶にございません。以前いただきました加悦町工芸村構想というものは、生きているものと判断し、じっくり読ませていただきますと、今の日本の、いわゆる閉塞感にあふれた世相の中で、私どもに、原点に返っての考え方を示唆されているようで、すばらしい内容であると私は感じております。すなわち、私たちは不況による減少から、ともすればマイナス思考になりがちですが、工芸村構想の全文を読みますと、周辺を取り巻く状況は余暇時間が増大してきています。この余暇時間の使い方について、従来の単なる行楽休養を主体としたものから、個性や想像力を発揮するもの、知識や教養を高めるものなどに、より自己を啓発するものへと移行していると言われております。このようにうたっておりますが、私は、この部分は、この工芸村の根幹をなすものではないかと、このように理解させていただいております。そのために町外からの入村者を募ったりなどされてきた経過があるわけでございますが、外部からの人を当てにするばかりでなく、町民が、この場を、余暇時間を生かして有効に活用することによって、工芸村としての旧加悦町が建設整備された目的が達成されるのではないかと感じております。江山文庫を中心とした俳句などの活動も、一部見受けられますが、残念ながら、こういった目的を目指しての行政としての指導力、取り組みが、いま一つ感じられないと私は感じております。外部からの入村者

を待つばかりでなく、例えば、学校教育、公民館活動などの場としても十分利活用できるのではと思いますが、具体的なお考えをお聞きしたいと思います。

次に、来年度予算計画ということで質問をいたします。国の政権交代が起きましてから、毎日のようにドラスティックな政治の動きが報道されておりますが、よきにつけ、あしきにつけ、国民が選択した結果でございますから、成り行きを見守るより仕方ありませんが、基本は財政の問題に尽きると申しても過言ではありません。収入以上の支出構造で、きょうまで運営されてきたとがめが一気に表面化してきたためのものであり、交付金や補助金主体の国頼みの自治体の財政構造では、国の本予算がどのような姿となってあらわれるのか、注目しておりますが、恐らく町にとりましても今後は相当厳しいものになってくるであろうと推測されます。このたびの一般質問でも複数の議員から、こういったことの懸念から、来年度予算についての質問がなされておりますが、私も重複する部分もあろうかと存じますが、一つ、二つ質問をさせていただきます。

まず、9月議会でも種々質問をいたしました。町の自主財源であります税でありますとか、使用料、負担金などの未収入金が平成20年度決算では一切合切、約4億8,000万円ほどございます。平成19年度決算では4億2,930万円であり、平成20年度にかけて1年間で5,100万円の増加となっております。本年度も既に半年経過いたしておりますが、昨年来の金融危機から民間企業関係は、皆様ご存じのように一段と仕事量の大幅な減少と、加えて、底をほうような利益幅の圧縮状況によりまして生活の維持そのものが困難な状況下となっております。このような中、町民の方から各種徴収される立場の担当課の職員の皆様のご苦勞も大変だと思っておりますが、半期経過した9月末段階での未収金の額はですね、20年度決算時と比べて、どのぐらいの数字となっているものか、お尋ねいたします。

次に、地方自治体は3割自治ということをお聞きしていますが、当町の数字を見ますと28%弱の自主財源であります。来年度の予算では支出の事業仕分けも、もちろんなされることと存じますが、歳入の分野で年々増加する未収入金の増加に、どう歯どめをかけられるのか、また、遊休資産売却などに、どこまで力を入れられるのか、また、公共施設でありますとか、事務用品など、あらゆる面での広告ビジネスの導入など、もっとほかにも考えられることもあろうかと思っておりますが、自主財源確保のための歳入アップのステップを、どう一歩踏み出されるのか、見解をお尋ねいたしまして1回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 小林議員、ご質問の一番目、リフレかやの里の活用はについて、お答えいたします。1点目にお尋ねの今後、運営するに当たって必要となる資金等でございますが、詳細な施設の点検や見積もりを行ったわけではありませんので、あくまでも概算になりますが、浴場を再開するとした場合には、既存使用できるものは使用し、改修や更新が必要な部分をリニューアルしますと、約5,000万円程度は必要になるというふうに見込んでおります。また、施設全体の改修にかかる必要経費は、運営方針等によって大きく変動いたしますので、一概に言えませんが、6月議会に提案させていただいた経費では約5,000万円程度の予算を見込んでおりましたので、従来型で運営をするとした場合、あわせて最大1億円単位の改修経費と一定の時間が必要になるのではないかとこのように考えております。

年間の運営経費につきましては、あくまでも従来のお風呂部門を含めた運営方法を取るとした場合には、株式会社リフレッシュ丹後の最終決算を参考にいたしますと、売上総利益6,400万円から経費7,600万円を差し引き、営業利益は約1,200万円の赤字となりますので、民間にゆだねる場合は、これを超える指定管理料を見込まなければ成り立たないのではないかというふうに考えております。

次に、住民による検討委員会についてでございますが、答弁で申し上げておりましたのは、住民の皆さんから意見を聞くための機会をつくりたいということでございますので、検討委員会というような位置づけとはいたしておりません。11月21日、土曜日の午前9時半から元気館において町内の主な役職についていただいており、広い見識を持っておられる9名の方々にご案内し、リフレかやの里の今後の管理運営に係る会議を開催いたしました。これは決をとって結論を得たわけでもありませんし、検討委員会として今後も継続する会議と位置づけたり、諮問することを考えているものではありませんが、12時まで2時間半にわたって慎重なご意見をお聞きしたところでございます。

全員が一致したご意見というわけではありませんが、全体の空気としては、浴場部門の継続にこだわる必要はなく、早期の再開を望んでおられる声が多かったかと受けとめております。

2点目の夢おりの郷ほか3団体から提出のあった再考を求める要望書の件につきましては、町といたしましては、真摯にご要望としてお受けいたしましたでしたが、今のところ、そのことについて特段の対応はいたしておりません。

3点目のリフレの改修にかかる財源の件でございますが、6月議会にご提案いたしましたときは、ご指摘のとおり経済危機対策臨時交付金を充てる予定としておりましたが、現在では、この交付金を充てることはできない状況でございます。また、他の有利な制度につきましても、維持補修的な改修費にかかるものとしては、なかなか難しいのが現状でございます。

4点目の文化工芸の郷の環境を、どのように生かそうと考えているのかということでございますが、さきにお答えいたしました11月21日の会議に出席するに当たって、事前に金谷区長さんのお計らいで、区民から意見を吸い上げていただいており、この中で文化工芸の郷の方々からも、いろいろな意見をいただいております。静かで、いいロケーションに立地している環境を生かしてほしい。いろいろなサークル活動の発表の場に利用する。気楽に行ける施設であってほしい。地域住民が親しみやすい施設であってほしい。町民の目線で考えてほしいなどと、さまざまなご意見がございます。私といたしましては、これらのことを踏まえすと、要約して地域住民に愛される施設運営をすることが最も大事なことではないかと考えております。

また、昨年、策定いたしました観光振興ビジョンにも与謝野文学といやし、もてなしエリアと位置づけておまして、リフレかやの里周辺は、文化工芸の郷を初め江山文庫、道の駅、SL広場、総合運動公園、グランドゴルフ、平林キャンプ場など、官民あわせて複合的に施設がまとまった一体であり、また、背後には大江山を抱える自然豊かな資源に恵まれており、町内でも観光、文化、遊び、スポーツのできる最大のスポットとして位置づけられると思っておりますので、これらの文化といやし、もてなしエリア全体の資源や環境を最大限生かしていけるよう、地域が一体となった運営方法を協議いただき、お互いの相乗効果を上げることで活性化を図っていくことが必要ではないかというふうに考えております。リフレかやの里は、食と健康の拠点として、そ

の中核的機能を期待できる施設であり、有効に活用していかなければならないというふうに考えております。

次にご質問の2番目、来年度、予算計画についてお答えいたします。1点目の収入未済額の本年9月末までの徴収率でございますが、平成20年度から21年度へ繰り越した収入未済額の総額は4億8,095万9,314円でございます。内訳は、一般会計は町税、保育料、町営住宅使用料、給食費実費費など1億9,948万9,729円でございます。

簡易水道特別会計は、水道使用料が862万6,461円、下水道特別会計は受益者分担金等下水道使用料で5,177万9,162円、農業集落排水特別会計は受益者分担金等使用料で3万7,680円、介護保険特別会計は普通徴収保険料が602万2,770円、国民健康保険特別会計は保険税が2億953万5,198円、後期高齢者医療特別会計は普通徴収保険料が200万1,183円、水道事業会計は346万7,131円でございます。これらに対する本年9月末の収入済額は一般会計が1,033万5,794円で、収納率は5.2%、特別会計は1,610万709円で5.8%、水道事業会計は36万3,655円で10.5%、トータルいたしますと収入済額は2,680万158円で、5.6%でございます。

次に、歳入アップの施策のご質問につきまして、お答えいたします。まず、町税全般につきましては京都府と、府内市町村によります共同徴収が来年1月からスタートいたしますので、これにより未収入金の回収が、これまで以上に進むことを期待しております。また、年末、年度末に係長以上の職員による特別徴収につきましても、平成20年度で1,400万円程度の実績があり、今後も継続して取り組みを行い、未収入金の回収を図ってまいりたいというふうに考えております。

今も職員は議会がありました、その後、また、夜にはそうした業務をするようなことをする会議もでございます。それも今回も頑張って徴収に当たらせたいというふうに思っております。

また、有休資産の活用につきましては、副町長を中心としまして、関係課長による町有財産活用推進委員会で売却資産等を鋭意検討しており、こちらも平成20年度で400万円余りの実績が上がっており、今後もさらなる遊休資産の活用を進めてまいりたいというふうに考えております。なお、広告収入につきましては、これまで広報誌への掲載による広告料や封筒を利用した広告料などを検討していますが、費用対効果を検討すると、取り組むところまでは至っておりませんでした。このため広告収入としての実績としてはありませんが、現在、進めております有線テレビ拡張事業では、新たなサービスとして、データ放送や地域ポータルサイトなどを構築することにしており、その中で事業所等の広告収入も検討しておりますので、検討内容がまとまれば、皆様方にお示ししたいというふうに考えております。

以上で、小林議員さんへの質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） ちょっと何か質問がご理解いただいていない点の一つあったようで、それを最初に申し上げます。いわゆる平成20年度決算時の税とか負担金が、未済額が4億8,000万円、9月末現在では、そういったものを合算して幾らになっておるか、いわゆる4億8,000万円が何ぼぐらいになっておるか、一つその辺の数値を聞きたかったですけれども、何かそれは出てないんですか。

入った分と。ふえとるんではないかという、それだけのことなんですけれども。ちょっと僕の聞き間違い・・・。

それから、リフレのことにつきまして、一応、7名の方ですか、9名ですか、検討された結果、浴場部分につきましては、もう一つ強い意向が聞けなかったというような今のお話を承った次第でございますが、確かにせんだってのよさのうみ福祉会に委託されるというような形でもリニューアルが5,000万円要ると、その余分にお風呂の方を再開されるのであれば、また、プラス5,000万円という形で、今、初めて聞きまして、1億円もかかるという形になりますと、すごい金額だなと思って、びっくりしたようなことでございます。

私も昨年の7月から一応、あそこは休館と申しますか、休止されまして、町の方々から、加悦地区の方々、一部でございます。私が聞いたのでも一部でございますけれども、いろいろとお話も聞いて、また、先日もお聞きしたんですが、どうしても、いわゆるお風呂でなかったらいかんという強いエネルギーというんですか、そういったものを、そう感じませんので、やはりできるら、何らかの、ほかの形でも再開してもらったらどうかと、先ほどおっしゃったような、そんなような声を私自身も聞いております。それから、お風呂に、温泉にしても、京丹後の施設が今四つばかりあるんですが、これもちょっと、私も資料を取り寄せてみたんですが、参考までに申し上げますと、浅茂川温泉あたりでも、平成20年度決算で7,673万円の収入があり、支出が7,850万円という形で176万円の温泉分のマイナスでございますし、あしぎぬ温泉でも379万円の赤字になっています。このあしぎぬ温泉は、ほかのレストランでありますとか、そういったことで利益を出しておられて、最終的には730万円ほどの利益を出しておられます。それから、はしうど荘も58万円のマイナス、それから宇川のよし野温泉も15万円ほどの赤字というような形で、どこともが非常に厳しい状況でございます。せんだってもたんたん温泉へ行って、ちょっと支配人の方にいろいろとお話を承ったんですが、あそこにしても、いわゆる非常に経営が厳しい、ようはやっておるようなことを人がおっしゃるんですが、実態は、もう非常に厳しいというのは、入り込み客が、どんどん減ってくるというような中で、いわゆる仮に、こちらでするにしても、そういう分岐点の入館者が何名みられるかというようによって、いわゆる大幅に変わってくると、こういうような形のことをお話、承ったんでございますが、古いデータのリフレかやの里の利用客・・・で見ますと、一日平均が約200人弱、180人台のようでございますし、たんたん温泉でも217名というような形で、この217名が去年の7月から末にオープンされて、ちょうど1年4カ月と申されておられましたけれども、出だしは、それなりに全国から、そういった温泉マニアの方も来ていただいたりして、はやっておりましたけれども、最近極端にダウンしておるといようなことを申されておられまして、非常にお風呂という形の維持管理につきましては、非常に、どなたがなされても厳しい、そういうように私は見ております。

それから、いわゆる全般のことでございますけれども、町の方から聞きます声として、やはり町民負担のない方法で、やはり町政の方も運営してほしいというような形のことをお聞きします。介護でありますとか、あるいは産業でありますとか、農地の問題、人づくりなど、もっともっとお金を、有効に使い道を考えてほしいという強い要望もお聞きしていますだけに、このリフレの里の解散につきましても、いわゆる福祉団体が、そうして運用して要望にも書いてございますように、要望書にもありますように、何とか利活用させてほしいというような強い要望もあるよう

でございますので、できたら、そういう方向でなされるのも一つの道かと私は思っております。せんだって何か、宮津市長さんからみかんを1トンいただいたということをおっしゃっておられましたけれども、それも皮めくりから、そういった全部、保護者に来てもらい入っている人たちにめくって、ジュースにするのに長野県まで持っていかないかんという形で、長野県まで運んだと、できたらあそこに、そういったしぼる機械を設置してやれば、あそこで瓶詰めができるしというようなこともおっしゃっておられまして、非常に前向きに、何とかという、一つの意欲を持っておられる団体であるだけに私は、前回は否決されましたけれども、ぜひそういう方向で、また、再度、提案されたらどうかと、このように思っております。

それから、この工芸の郷の構想でございますけれども、今も町長が申されましたように、文化工芸の郷という形のことで、本当に、いわゆるあまりにも工芸ということばかりに固守するのではなしに、あの環境をです、やはりどう生かしていくかというような形で、大きなジャンルで見て、余りにも工芸ばかりに、工芸ばかりという表現はよくないですけれども、それにとらわれずに、いわゆるそういった、先ほども申しましたように時間が、こうして比較的余裕ができてきておる、逆の面でいえば、それだけ余裕があることは困るわけですけれども、そういう一つのいやしの、そういう時代に入ってきておると思っております。せんだっての立田博司という方のネットで、ちょっと見せてもらったんですけれども、いわゆるこれからの21世紀においては、名誉やものの所有によって満たされなかった人々が求めるものは何かということは、目に見えない価値、本質的な価値による豊かさこそが先進国における、これからの消費者ニーズであろうということを書いてございます。いやし的なこと、ものに満たさない精神的安定を提供し、満足感を高める、精神的な豊かさということに書いてございますけれども、工芸の郷もまさしく、そういったところに、雰囲気的に、先ほども町長が申されましたように、合う場所ではないかと、私は思っておりますだけに、ぜひ地元の方々とも協力を仰がれて、地域を、そういった環境になるように、行政もやはり何か、3年間、私もこうして議会へ参画させていただいて見ておりますのに、何かそのまんまほったらかし、ほったらかしという表現はあれですけれども、そのまんまやっぱりひとつ、こういう地域にしていこうという、旧町、加悦町がつけられた環境をどう生かしていこうかという、その取り組みの一つやはり新しい年度には皆さん方には検討していただきたいと思っております。

それから、次の予算計画でございますけれども、きのうの服部議員さんの答弁で、町長は事業仕分けは町には何もないというような、町には、事業仕分け、何もないということをお申されたように記憶しておりますけれども、私は事業仕分けとか、事業評価とかいうことは、やはり大切なことであると思っております。内部の方々で、職員の方々で、いろいろと検討はなされた上で、新しい予算もつくられるんでしょうけれども、やはり行革委員さんであるとか、あるいは総合審議会の方々であるとか、あるいは、この議会であるとか、いろいろところで、いろいろな意見をお聞きになっておられると思いますし、やはり外部からの、そういった指摘も、やはり一つ真摯に受けていただいて、いわゆる新しい年度の取り組みを、ぜひ前の旧態依然、旧態依然という表現はよくないですけれども、そういうところから脱皮していただいて、先ほど上山議員さんも合併のことのぜひ質問されておられましたけれども、本当に町民は合併してよかつたなと、いい方向に行くなというような、感じられるような形のことに一つ取り組んでいただきたい

と思っております。

私も、以前も、この場で申し上げさせていただきましたけれども、去年は総務委員会で鳥取県の日南町というところに行政視察に行かせていただいて、あそこが自立の町を目指してという形で、これは自主財源の方はわずかですけれども、自主財源はわずかでも、とにかく自立していくという形の、一つのモットーもとに、あらゆることに行革をなさっておられて、非常に感銘を受けてきたわけでございますけれども、なお、以上に、やはり与謝野町も、そういった意味で新しい脱皮を目指してやっていただきたいと思うわけでございます。ことに、こういう経済不況の中で、どうしたらいいか、みんな暗中模索の中でございますし、また、そういう若い人の職場というものが、たびたびどの方もおしゃいますけれども、非常に勤め先、いわゆる自分で企業も起こす、そういった一つのパワーというんですか、そういったものの、何か後押しが行政的な形で具体的にできるような方向を一つ模索していただきたいと、このように繰り返し何遍も同じことを申して申しわけございませんけれども、そのように思っております。

いろいろと申し上げましたけれども、いわゆるそういった、まとめてもう一遍、振り返って申しますと、リフレかやの里につきましては、どのように、いわゆる方向性を持っていこうとおられるのか、先ほど、大体、感じはわかりましたけれども、町長の思いが聞けたと思っております。いわゆるこういうようにしたいんだと、こういうように進めたいという一つの強いアクションが言葉で聞くことによって、一つの町が、あっわかったったという形で、それぞれの意義を唱える方々にしても、やはりそうやろうというような気持ちになると思うんですけれども、一つのそういう理事者の強い意志というものを表明していただくことが大事かと思っております。そういったことをちょっと、質問になったような、ならんようなことでございますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員さんの2回目のご質問についてお答えいたします。

まず、リフレかやの里の件でございますけれども、ここにリフレッシュ丹後の決算資料があります。3期、4期、5期、これは平成12年、13年、14年、この3カ年のところだけが黒字になっております。15年、これ1期が平成10年から始まりしたから、当初なかなか、そこまですでにかななかったのが、赤だったのが、3期、4期、5期と、ずっと連続して黒字になってまして、そのときの入場者数を見ますと、あとはみんな大体10万人を切る、あるいは10万人そこそこなんですけれども、この3期だけは12万1,155人、これは12年度、13年度が12万9,073人、平成14年が12万2,380人と、すべて12万台を突破しております。最終の11期、平成20年度は、これは見ますと9万2,896人、その前の年も9万9,940人というふうな、10万人を切るような格好でございます。これが平成15年から11万1,130人ということで、12万人を切りますと、ここから赤が続いてきております。これは15年に何が起こったかといいますと、15年3月に宮津インターが開通いたしました。ということは歴然と、この入浴される入場者数の数が激変したというのは、やはり道路のルートが変わったということが非常に大きな要因だというふうに思っております。ですから、リフレッシュ丹後の皆さんが努力をされても、そこまで入館者といいますか、入場者がなかったということが非常に大きな要因だというふうに思っておりますので、これを解消するとしますと、大変な

努力が必要ではないかなというふうに思っております。そうした点、あるいは、先ほど来、出てます工芸の郷とのリンクの点を考えていきますと、できるだけ本来の目的に沿った形で、あの工芸の郷も含めた文化、いやしのエリアとしての中核的な場所として、あのリフレかやの里を位置づけた、そういう運営、管理の仕方が必要じゃないかと、改めて感じているところでございます。

そうしたおっしゃるとおり、あのエリアにつきましては、先ほど申し上げましたように観光振興ビジョンの中でも、そうした位置づけをいたしておりますので、町としても今後、あの地域一帯を協議をいただくということではなく、やはり町も積極的な形で、あの地域をどうしていくという観光振興ビジョンにのっとった形の中で、どういう運営方法をしていくのが一番いいのか、その辺のところも、活用方法等を、こちらからもしかけていくような、そうしたことが必要ではないかなというふうに感じております。ただ、先ほども申し上げましたように、再開するにしましても、現在、それに充てる財源的な裏づけが何もございません。そうした状況の中で気持ちはありましても、どういう方向でいくのか、改めてリフレかやの里も含めた協議が必要ではないかなというふうに思っております。

それから、2点目の、先ほどございました未収金の件でございますけれども、平成20年末の収入未済額が、先ほど申し上げました4億8,095万9,314円で、平成21年9月末の収納額が2,680万158円でございますので、残りは4億5,415万9,156円ということでございます。

それから、最後、事業仕分けの件でございますけれども、やはり国と、こういう地方自治体との違いといいますか、ございますし、その中で果たして、あのやり方が有効なのかどうかを考えたところでは、今の場合、議会制民主主義の中で、議会と町と、そして、そのことがうまく論議をされる場所もありますし、なおかつ、幸いなことに与謝野町は合併をしました。ですから、合併協議の中で相当いろいろな事業等々の見直しをして、そして、新しい町ができました。その中で今なお、もっとスリム化するというか、むだを省いていくということで行政改革推進の委員さんたちによりまして、論議をされて10年後の、そうした動きを大体シミュレーションしていただく、これとこれはしゃってもやっていくべきだというふうな、そういうものを示していただいております。それと総合計画でやらなければならないものと、やはりその辺の取り組むべき中身、あるいは仕分けしていく中身を実際の業務の中でしておりますので、今、特別、仕分け作業を皆さんに見ていただくような機会は、やはり特別、持つ必要はないのではないかなというふうに考えております。

それから、予算を作成しますときに、各課から要求が上がってきます。その前に次の予算を編成するに当たって、私の考え方を全職員に予算編成方針を出して、それに基づいた中で各課が上がってきます。それは今の国と同じように、それぞれの課が要望します中身というのは、膨大な数になって、それを企画財政課が、ある程度の形になるようなものをつくっていきます。それを、形ができたところで、町長のヒアリングがあつて、段階を経ながら最終的に、これでいくという政策的なものも盛り込んだ予算ができ上がって、皆さんにお示しをさせていただくという作業をしておりますので、そうした面では、その過程がよくわからないということであれば、そういったものを、過程を明確にする必要があるかと思っておりますけれども、議会の中で、それぞれ次に対するいろいろな思い等々も住民の代表である議員の皆様方から、また、私の思い等も、こういう

場で明らかにしていく中で健全な、そうした予算編成、あるいは予算執行ができていっているものというふうに思っておりますので、そういう意味で、現時点では、それは考えていないということをお知らせいたします。

私の方もお答えになったかどうかわかりませんが、以上で、2回目に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 私のちょっと質問書が、日本語が上手でなかったなど。今の4億8,000万円が4億5,320万円ほどなってきたと、それはいいんですけども、いわゆる私の質問したかったのは、新年度の分も含めてプラスになっていないかと、総トータルでと、そういう思いでの質問を出させてもらったんですけども、それはできていない。だけど、私は、いわゆる今、企業会計でも、企業と行政とは違うんですけども、半期決算、あるいは4分の1、そう四半期の決算、・・・・あるもので、いわゆる行政でも半期決算・・・1年たってから見せていただいて、どうだこうだというようなことではなしに、やはり早く、そういった数値が見れたらと思って、質問をさせてもらったんですけども、この決算のときの、これが何ぼ減ったかと、こういうこともですけども、新年度のもあわせてどうかということをお聞きしたかったわけですけども、それは無理ならやむを得ないですけども。

それから、今、新しい予算をつくられるに当たって各課の、いろいろと町長の思いをそしゃくして、各課から上がってくるという形のことで、それは当然だと思いますけれども、いうなれば、また、たんたん温泉のことになるんですけども、そこでお話を……。あそこも施設は市がつくったらしいですわ。そして、運営は私たちがやっておるとおっしゃっておられましたけれども、もう豊岡市も、いわゆる非常に財政厳しいので、全施設で見直し作業に入っておると、どういう結果が出るか、もう戦々恐々としておるといようなことを申されておられましたけれども、非常に、そういう行政としての、いわゆる合併時には、もちろんそういう精査されてスリムになって、スタートをしたんでしょうけれども、いわゆる環境がころころころころ変わっていきますだけに、常にそういう見直しというか、趣旨選択のことも、やはりやられるべきではないかと、このように私は思っております。そういうことをお願いしまして質問を終わります。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 民間の場合は、そういう決算の方法がありますけれども、町の場合は1年といえますか、前年度の決算を次の年でやるということになっておりますので、それで、その途中を知ろうと思えば、補正を出しておりますので、当初予算と、そして補正予算の通ったやつを、それぞれの項目で見っていくという作業が必要なのでしょうけれども、各課は予算を立てて、それに執行を、どこまでして、あと何ぼ残っているということまではできますけれども、それが最終的に回収をしてどうこうこという、その辺のところら辺の未収金については、やはり最後、決算を打ってみたいなどわからないというところがありますので、年度中にまた、5月出納閉鎖までに入ってくる金額もございますから、ですから、すべてそういうものを終えた後での数値ということになりますので、その辺がご不満なところがあるかと思っておりますけれども、そういうシステムになっているということをご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、事業仕分けのことですけれども、先ほども少し言葉足らずだったかもわかりません

が、やはり行革大綱ということで、行財政大綱、それをつくっていただいております。その中には具体的に、例えば先ほど来、今回、議案に上げております。そうしたクアハウス、あるいはユースセンター、リフレの里もですけれども、そういうものは指定管理者に移行するようにと、そういうことも、もう既に上がっておりますので、やはりそうしたものの、皆さんのご意見を大事にした中で、できるだけそれに沿った行政運営をしていきたいと思っております。それで、そういうことを含みますと、そのほか細かいことでも十分むだを省くことはできますし、また、それらについて、なぜこの事業が必要なのか、なぜこの、あれが必要なのかという、施策が必要なのかということにつきましては、私自身も、私自身の目でチェックをかけているつもりでおりますので、そうした中で、いいことであっても、お金がついてこなかったら辛抱しなければならないこともありますから、そういうこともあって、運営をさせていただいているというところでございます。

また、その議会の中で、やはりお気づきになる点なんかを、やはり指摘していただく、そのことによって、よりよい行財政運営ができるわけでございますので、皆さん方の、議員さん方の、そうしたご提案や問題提起を、ぜひしていただけたらというふうに思っております。

5 番 (小林庸夫) 終わります。

議長 (森本敏軌) これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

休憩に入ります。

午後1時30分、再開します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時30分)

議長 (森本敏軌) 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、14番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

谷口議員。

14番 (谷口忠弘) それでは、12月の定例議会におきまして、議長のお許しを得ましたので、事前通告に従い、一般質問をいたします。

私は、現在の長引く景気の低迷や産業の空洞化に伴う雇用の悪化、また、それらの要因からくる消費の低迷による小売業の廃業や倒産など、現在の深刻な当町の経済状況を踏まえ、今やらなければならないことや、今後も予想される厳しい経済状況の対応について、その主となる金融対策や雇用対策について、何点かお尋ねをします。

今回、政府は経済の悪循環がもたらすデフレスパイラルの状況に陥ったと、デフレ宣言をしました。消費などの需要が約40兆円も足りないという状況だそうであり、おまけに円高、株安というデフレ圧力も高まり、厳しい状況が現在、進行中であります。政府の第二次補正予算が打ち出されましたが、どの程度の効果をもたらすのか、いまだ未知数で、予断を許さない状況であります。そうした状況の中、当町においても長引く地場産業の織物業の低迷や、公共工事の減少による建設業、土木業の受注の落ち込み、また、大幅な受注減や工場の海外移転などによる立地企業の存続や維持、また、可処分所得の減少、デフレによる物価の下落に伴う利益の減少が大きい小売店など、どの業種、業態においても深刻な状況であると言えます。こうした状況の中で、もうすぐ年末、年度末を迎える中小零細業にとって金融雇用対策は喫緊の最重点課題であります。

金融対策については、旧町時代から引き続き継続していた町独自の融資制度がなくなり、府の制度融資にかかわる助成制度となりました。また、商工費関係の予算を見ても、平成18年度、約7億円近くあった予算が、平成21年度には約5億円と、大幅に減少をしております。

これは、先ほど述べた町独自の融資制度がなくなった時点から利用者の借入残高の減少に伴い、金融機関への預託金の預け額が減ったのが主な結果であります。そこで、まず、1点お尋ねしますが、現在、その預託金は各金融機関にどれくらいあり、その総額は幾らになるのか、まず、その点についてお尋ねをします。

また、一方、地元への景気対策の一面の担っている土木費についても、平成18年度から21年度までに予算の大幅な減少となっております。このように地元の景気を支える重要な商工費、土木費の大幅な減少により有効な経済支援対策が十分なものでなかったのは、否めない事実であります。今後も一層、深刻さは深まると思いますので、具体的に現在の施策についての状況や、問題点を指摘し、質問をいたします。

まず、企業活性化支援利子補給制度と、信用保証料補助制度であります。前者については、以前、私は、その資金の用途が限定的であるため、もう少し要件緩和をすべきであると質問をした経過もありますが、その利用状況についてお尋ねをいたします。また、私が言っているようなことも含め、利用状況が少ないようであれば、何が問題か、その点についてもお聞かせください。

次に、今回、事業実態調査を踏まえ、新たに不況対策として、新設、もしくは要件緩和をされた制度について、お尋ねします。その中でも特に、私がお願いしておりました、どのような資金需要であっても、利用補給制度を設けるべきだと要求しておりました結果、今般、経営安定金融対策利子補給制度が新設され、よかったと思っておりますが、この制度についても、その他の制度についても、既に広報誌や有線放送で流されていますけれども、要点だけで結構ですので、その内容をお聞かせください。また、あわせて現在の申請状況についてもお聞かせください。そして、今後もデフレ不況は、現在進行形だと言いましたが、これは長期化する恐れもあり、足腰の弱い中小零細企業にとっては厳しい状況が続くと思われまますので、常に状況を注視し、窓口相談も含め柔軟な対応策が必要と思うが、その対応策についてお尋ねをします。

次に、雇用対策であります。これも私は、かねから主張しておりました雇用調整助成金が、本年9月補正で予算が成立し、実行することができ、大変喜んでおるところであります。本助成金は、単に企業に対する支援にとどまらず、一家の大黒柱である方が失業することなく、雇用が維持される制度であり、この制度の意義は大変大きく感じているところであり、また、企業側には雇用の安定的な維持に向けて町が全力で支えていこうという姿勢、メッセージが送られたことは町への信頼感の醸成につながったのではないかと考えております。何と云っても年末を間近になった今、雇用を守ることが大事であります。そこで本制度については、窓口はハローワークであります。現在までの申請状況はどうなっているのかについて、お尋ねをします。

また、国においては厳しい状況をかんがみ、本制度の継続、拡充などに向けて検討中だと聞かすが、当町の交付要綱によると来年3月末で失効するようだが、継続に向けたお考えがあるのか、その点についてもお尋ねをいたします。

次に、雇用促進奨励事業についてお尋ねをいたします。この事業についても以前、何点か条件緩和に向けた質問をさせていただきました。結果、幾分か要件緩和をしていただき、利用しやす

くなりましたが、現実には、現況の中では新規に正社員、従業員を雇うことは大変困難で、要件緩和をしても絵に描いた餅にならないかと心配をしているところでもあります。しかし、一方では、子育て世代の皆さん方の中には子供さんを保育園に預けている間、例えば午前中でありませとか、午後になると4時ごろまでだとか、長時間は困るけど、そういった時間帯なら勤務が可能で働きたい。また、子育てにはお金が必要で収入を得たい。このように思っている方が結構多いように聞いております。こうした方を雇おうと思われている企業にも、当然、一定の支援に対する条件設備は必要と思いますが、雇用に当たっては企業に対し一定の補助制度を考えてもいいのではないかと思います。この支援は、子育て支援と企業支援の両方を兼ね備えており、一挙両得であり、ぜひ考えていただきたいものだと思っております。町長のお考えをお聞きしたいというぐあいに思います。

以上、何点か、年末、年度末を控え、喫緊の課題施策について具体的に質問をさせていただきましたので、町長のお考え、また、具体的な、前向きな答弁をよろしくお願い申し上げて、第1回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 谷口議員、ご質問の長期化する経済不況対策について、お答えいたします。

経済不況時には金融対策や雇用対策は密接に関連し、必ず同じ舞台上で論じられております。生活実態調査や、あるいは事業所実態調査の分析からも、改善対応を望まれる切実な要望と受けとめております。私も経済対策を考えますときに、企業の安定や活性化には融資制度の充実は不可欠であり、金融施策の活用によって経営危機を乗り越えただけならばというふうを考えております。

初めに金融対策でございますが、伊藤議員のご質問で答弁をさせていただいておりますが、今のところ町独自の融資制度は考えておりません。しかしながら、この危機を何とか乗り越えていただくため、融資償還に対する利子補給や保証料補助で支援させていただき、さらには償還猶予や償還に係る条件変更も金融機関との調整をさせていただいております。間接的な施策で支援をさせていただいているところでございます。

次に、雇用対策でございますが、企業の仕事がなくなれば、従業員に対する人件費に目を向けなければならないのが経営者の定めでもあり、雇用は、企業の安定化と不可分なものでございます。勢旗議員からのご質問にお答えいたしました。企業が安定しなければ雇用創出が見込まれないことは事実でございます。行政として、できる限りのご支援は、企業の雇用安定を図るために、まずは企業支援から行っていきたいというふうを考えております。

金融対策、雇用対策に対する基本的な考えを申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） それでは、私の方から詳細の部分につきまして、ご答弁をさせていただきたいというふうに思います。初めに町独自の融資制度がなくなった中で、現在の金融機関にありませ預託残額、残高はというご質問でございますが、議員ご承知のとおり、町独自の制度を創設する場合につきましては、その融資額を予測しまして、預託金を一定積むこととしておりますけれ

ども、ご指摘のとおり、現在では制度がございませんので、現在、残っております旧町の制度融資と、それから新町与謝野町で創設しました不況対策融資の融資残に対しまして、預託を行っているところでございます。

平成20年度末の融資総残額は7億8,451万8,000円で、利用件数としましては約250件でございます。これに基づきまして、21年度の預託額は1億5,600万円でございます。その1億5,600万円の根拠でございますけれども、総預託金額の5分の1を預託するという協定をしております、その金額を預託しておるものでございます。

なお、各金融機関への預託額はということでございますけれども、京都北都信用金庫1億円、京都銀行5,500万円、JA京都100万円ということで預託をさせていただいているところでございます。

次に、休業活性化支援利子補給と、保証料補助補給制度の現在の利用状況と、少なれば、その問題点はというご質問でございますが、活性化支援利子補給の平成20年度の実績は、ご指摘のとおり3名でございます。平成21年度につきましては、1月から受け付けをいたしますので、状況はわかりませんが、平成20年度同様、当該事業所につきましては、少ないものだというふうに予測をしております。この制度はご承知のとおり不況の中で、設備投資をされる頑張る企業に対して、少しでも支援をしたいということで、趣旨で制度化したものでございますが、この時期に設備投資を行うということにつきましては、大変大きなリスクが、それぞれの企業にあるということから、この利用が少ないというふうに分析をしております。逆に保証料補助補給制度につきましては21年度、11月末でございますけれども126件、1,385万6,000円と、多くの方に補助を行っております。これは京都府の一般、または、金融融資を利用された場合の新規分、いわゆる設備投資プラス、原料仕入れも入れておりますし、それから、諸経費の支払い部分につきましてもニューマネーということで対象にしております。それに対しまして保証協会に保証金を納められる2分の1、限度額20万円ですが、これを補助する制度でございますけれども、多くの方が利用されております。その理由といたしましては、保証料の補助も事業所にとってはありがたい支援というふうにお聞きしておりますけれども、この京都府の緊急支援が借りかえを含めた運転資金の活用ができる融資であるということで、借りかえが非常に大きな理由の要因と分析をしているところでございます。

次に、今般、新設や要件緩和されました施策の内容と現在の申請状況ということでございますけれども、金融対策では1年限りではございますけれども、経営安定緊急対策利子補給を制度化しております。これは京都府や国金、いわゆる日本政府金融公庫の制度融資にかかわる借入金の1%、限度額20万円でございますが、これを補給するものでございます。なお、ほかに規制緩和をしたかという制度はないかということでございますが、金融制度につきましては、新設のみで規制緩和は行っていないのが現状でございます。今後、さらなる対策の中で必要と思うがということでございますけれども、これ町長の方が答弁されましたように、現在は京都府との連携による金融対策を進めていきたいという答弁だったと思います。

次に、雇用対策の質問でございますけれども、雇用の延長施策であります雇用調整助成金の一部を支給する町の制度をつくったわけでございますけれども、その申請状況はとのご質問でございますが、現在、申請は1件でございます。問い合わせや申請段階が、現在、4件ございますの

で、これからも出てくるのではないかというふうに思いますが、質問の制度でございまして、中小企業緊急雇用安定化助成金という形のもの、国のものなんでございまして、それに対しまして休業者、または、執行者に対する賃金、手当などを一定の経費の一部を助成する制度でございまして、国が支給を決定しました、その額に対しまして、残りの4分の1、限度額200万円を助成する制度でございまして。現在、申請、または申請中の中身を見させていただきますと、それぞれすべて200万円の満額の金額の支出、補助ということになるのではなかろうかというふうに考えております。

次に、雇用調整助成金でございましてけれども、継続ということにつきましてのご質問でございまして、町といたしましては事務ベースでの話をさせていただきますと、要項どおりで進めさせていただきたいというふうに考えております。今後の状況の中でも国の方からは、これの延長、規制緩和も検討されているということにつきましては、認識しておりますので、それらの内容も調査しながら今後、その内容を参考に調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、一日の労働時間や期間、そして、賃金などの一定の制約を設けた上でのパート従業員の雇用についても、雇用促進奨励金での充実を図るべきというご質問がございましたけれども、現在のところは常勤雇用という形の中で支援をさせていただくというところで、これは庁舎内の中の議論の場へ上げていくということは、今のところは考えてございません。以上が金融対策や雇用対策の内容でございましてけれども、新規支援策として商工業者の販売促進に必要な広告や宣伝費用に対する経費の一部を助成します商工業販売促進支援、主に町の特産品販売を創業する方に対しての、経費に対して支援を行っていただくアンテナショップ立ち上げ支援を創設しております。また、既存の支援事業の要件緩和といたしましては、先ほどもございましたように雇用促進奨励補助金、これにつきましても年齢制限を設けておりましたけれども、21年4月1日から22年3月31日までに雇用された場合につきましては、この年齢制限を外すという形で規制緩和をさせていただいております。

それから、人材育成事業でございまして、これは公的機関や、それに準ずる機関が主催する研修にかかる部分に対する助成ということで行ってございましたけれども、今回、規制緩和といたしましては、企業が経営するなり、発展するために加盟をされております上部団体が主催します研修事業も対象とさせていただいたところでございます。これにつきましては、商工会や金融機関には、既に制度の説明も行っておりますし、議員の皆様へ配付しておりますチラシを窓口へ配加しているところでございます。先ほどもございましたように、町のホームページ、それから、町のお知らせ版でも、この内容につきましては、紹介させていただいておりますので、年末年始には多くの方が申請がされるものだというふうに思っております。とりわけ金融支援策につきましては、1月受け付けということになっておりますので、新制度につきましても、かなりの申請があるというふうに予測をしているところでございます。

なお、不況対策窓口、現在も設けておりますけれども、年末年始、29日、一日終日、それから、30日半日、窓口を開けさせていただきまして、対応をしていきたいというふうに思っております。特に金融対策につきましては、京都府の制度融資の部分の利子補給を行っていくということにつきましても、また、広告、宣伝にかかわります販売促進にかかるものにつきましては、

かなりの件数が出てくるのではなかろうかと予測をしております。

以上、長くなりましたが、私からの答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

- 1 4 番（谷口忠弘） 町長、現在の経済状況というのは、本当に厳しいですよ。町長も、先ほど勢旗議員の質問の中で、今現在の状況は大変な状況であるという認識を持っておられるというぐあいによっておられました。私は将来設計でもある産業振興計画というのは、これは非常に大事でありますけれども、現実には、もう足もとに火がついているんですよ。企業にとっては倒産や廃業、雇用者にとっては、いつ解雇されるかわからないと、こういう大変厳しい今、状況なんです。私は現実の生の声を何点か発表させていただいて、2回目の質問にさせていただきたいと思うんですけども、私は先日、町内の立地企業を何社か訪問して、お話を聞いてまいりました。加悦奥にある会社では現在、社員さんが72名で、そのうち町内在住の方が約90%おられると、ほとんど町内在住の方が社員だそうであります。業績は1月から3月ごろが最悪で、4月から6月が少し持ち直したが、ここ冬場にきて、再び大幅な受注減で本年の賞与は大変厳しい状況であると、こういうぐあいにおっしゃっておられました。何とか雇用するのが精いっぱいであると。また、創業して10年以上経過し、建物の老朽化が進んでおりまして、今の状況だと設備に投資することは非常に困難な状況であると。そういうぐあいにおっしゃっておられました。また、私、少し気になった点ですけど、勢旗議員の質問の中でもありましたけれども、この会社は旧町の場合は職員さんや町長が結構訪問されまして、いろいろな面で気を遣っていただいて、意思の疎通が結構あったと、こういうぐあいにおっしゃられておられまして、新町になったら、それが全くなくなると、行政に頼るつもりは一つもないけれども、助成制度にしたって、利用するかしないかは別として、訪問して説明するぐらいの熱意を見せてほしいと、こういうぐあいにおっしゃられておられました。

次に、算所にある会社でありますけれども、ここは社員さんが150人おられまして、本年夏以降ですね、急激に受注が落ち込んだそうであります。月産、今までは6,000着体制であったのが4,000着に急激に生産が落ち込んだそうであります。したがって、やむを得ず、30人ほどを解雇されたそうでありますけれども、現在は120人体制で仕事をされておられると、今後も予断を許さない状況だそうであります。また、障害者の方も雇用されておられまして、こうした方を真っ先に解雇せざるを得ないというのは、大変心苦しいが、これは仕方のないことだというぐあいにおっしゃっておられました。最低賃金についても、これはちょっと見方が違うんですけども、ここ2年間で29円も上がって、当社では、御社では1人当たり月5,000円ぐらいの賃金が上昇したと、したがって120人雇っておられますから、月額60万円の経費の負担がふえたと、現在の消費者物価の下落という現状を考えたらですね、賃金を抑えていただいて、雇用を拡大した方がいいのになと、こういうぐあいにおっしゃっておられました。

最賃の問題も、これは町とは直接関係ないんですけども、京都市内や南部地域との、この北部地域と、これは一緒ではなく、産業の構造や全然違いますから、格差をつけるべきだと、こういうぐあにもちょっとおっしゃっておられました。また、小売業については、これは私も営んでおるんですけども、最近は消費者の購買行動に、ここ数カ月、大きな変化が見られまして、不

況や収入源ですね、これを背景だと思いうんですけれども、趣味嗜好品だったらわかりますけれども、最近では食料品や衣料品といった生活必需品の分野まで節約傾向が高まっていると、こういう認識が顕著にあらわれておるといふぐあいにおっしゃっておられました。事実、京都府内の倒産件数は過去最多のペースであります。1月から11月までの累計で465件が倒産しております、昨年1年間の459件を既に上回っておると、こういう状況だそうであります。

例年、年末には、こういう状況が増加するため、年間で過去最高の2006年の485件を上回るのは必至な情勢であると、こういうぐあいに新聞で書いてありました。しかし、この倒産も緊急保証制度の経済対策で、ある部分では抑えられている部分がございます、実際の状況はもっとひどいのではないかなというぐあいに思っております。経済対策は、よく言います2リトル2レイト、要するに時機を逸したり、あまり規模が小さいものであると、その効果は半減すると、こういうぐあいに、よく言われております。

先ほど経営安定緊急対策利子補給制度ですか、これについて、ちょっとご説明がございましたけれども、これは1年間だけの利子補給制度でありますね。私はちょっと調べましたら、これお隣の京丹後市さんの例を出して恐縮ですけれども、京丹後市さんでは、経営安定利子補給制度という制度をつくっておられまして、利子補給はですね、これ補給機関を1年と言わずに毎年申請していただければ、償還が済むまで利子補給をするというぐあいに聞いておりますし、もう一つびっくりしたのは、京都府の中小企業融資制度に基づく安心借りかえ融資の利子ですね、これについては、全額を補給すると、こうぐあいに京丹後市ではなっております。また、保証料もですね、当町では20万円が限度ですけれども、京丹後市では40万円あります。40万円、ちょっと金融機関に聞きますと、40万円の保証料というのは、どういう状態の借り入れだと聞きましたら、大体1,000万円を10年間借り入れたときの保証料が大体44万円だと言うておりました。もちろん京丹後市さんと当町では産業の規模や構造が当町とは違い、比較することは多少無理があると思いうんですけれども、第一質問で言いましたように、ここ数年の当町の商工費の減額された金額を考えれば、私は十分対応できるのではないかなというぐあいに思っております。

ぜひ、新設された制度ではありますけれども、さらなる要件緩和をしていただきまして中小小売、零細業者に対しまして、手厚いメッセージを送っていただきますように、再度お願いしたいというぐあいに思っております。

それと、もう一つは、先ほど述べましたが、1年に一度ぐらいいは、やはり雇用規模の多い事業所ですね、例えば50人ぐらいい、50人以上雇用されているような企業については、ぜひ訪問していただきたいですね。いろいろな事情や町に対する要望など、直接お話を伺うことは非常に大事なことでありまして、綾部市のように、トステムが突然撤退すると、こういうことになると、大変社会的な影響も多いというぐあいに思いますので、全体場で合わせることはあるかと思いうんですけれども、ひざをつき合わせてお話をいただくと、いろいろなお話が聞けますので、ぜひその点についてもお願いをしておきたいと、この2点につきまして町長の見解をお聞きしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員のご提案といたしますか、ご質問にお答えいたします。今、最後に言われ

ました部分につきまして、確かに立地されております企業につきまして、私の方から足を運ばせていただいたということはないわけでございます。本当に実態を知ろうと思えば、そういうことは必要かと思えます。課の方はやっているかというふうに思いますが、そこら辺のお話をひざを交えてお聞かせいただく機会も、あとわずかでございますけれども、その間にはきちっとさせていただきたいというふうに思っております。また、それらを受けましての、さらなる対策、金融対策、あるいは雇用対策について、どうなのかという点につきましては、一所懸命考えた上で9月議会に提案させていただきました。それより以上に効果的なものが、まだあるのかどうか、それらにつきましても検討させていただきたいというふうに思いますが、すぐの対応は、なかなか難しいかというふうに思いますが、できるだけ努力をさせていただきたいというふうに思っています。そういう点で、なかなか皆さんに満足していただけるような対策というのが、国の方でもなかなか難しい中で、我が町でということになりますと、この国の制度等を生かしていただいて、お話を聞く中で十分使っていただけるような、あるいはまた、利用していただけるような間接的な支援がさせていただけることがあろうかというふうに思っていますので、それらも含めまして、早急なる検討をさせていただきたいというふうに思っています。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

1 4 番（谷口弘弘） ぜひ、今、お答えいただいたように、町長の認識は、大変厳しい認識を持っておられるというぐあいに聞いておりますので、ぜひ、その対応を間違えないように、先ほど言いましたように、おくれのないような対応を、ぜひお願いしたいというぐあいに思っておりますので、引き続きご検討をよろしくお願ひしたいというぐあいに思っております。

それと、ちょっと言いましたように、雇用について、ちょっと質問をさせていただきます。雇用調整助成金につきましては、雇用の維持のためにつくられた国の制度でありますから、5分の4が国が負担して、5分の1が、一般的には企業の負担であります。仕事がない企業では、本当に5分の1の負担も大変重くなっているのが現状であります。1回目の質問でも申しましたが、町が、限度額はありますけれども、この5分の1の助成に踏み切ったことは大変意義深く、少し遅くなりましたけれども、大変企業側に勇気づけるメッセージが送れたのではないかなと、私は、こう評価しております。

また、本年3月に行われました事業実態調査では、従業員数が20人以上雇用されている企業は全体の5%に過ぎないと、恐らく、けれども、この5%で全体雇用数のかなりの部分を賄っているのではないかなというふうに推測はできます。もちろん、あくまでも、この雇用調整助成金は一時しのぎで、受け身の防御策には過ぎませんが、先ほど言いましたように、企業側に送るメッセージとしては大変大きいものがありますので、ぜひとも、先ほど綾部のトステムのことも言いましたけれども、多くの従業員さんを雇用されている企業に対しましては、目配りをよろしくお願ひしたいというぐあいに、再度お願ひしておきたいと思っております。

継続、否かの話につきましては、これも京丹後市さんですけれども、当初予算を7,000万円ほど組んでおられたのが、今般、秋ごろですかね、9月だと思いますけれども、補正で1億円積み増しされて1億7,000万円という金額で、この雇用調整助成金の制度に当たっておるといふぐあいに聞いております。今、お聞きしますと、当町では1件の申請で4件の問い合わせがあるというぐあいに聞いておりましたけれども、ぜひとも、この制度についての活用も、先

ほど言いました立地企業に対しては、こちらからお話しして、ぜひ活用していただくというように形でPRをすべきではないかなと、こういうぐあいに思っております。

続きまして、雇用奨励助成金の件につきまして、私は、一つ提案をさせていただきました、第一質問で、課長の答弁では要項どおりで、それは検討はしないと、しないというか、考えていないと、こういうご答弁でございました。事業所実態調査の中でも雇用形態についての問いにですね、正社員の雇用が71%で、パートアルバイト社員が26.4%と、かなり多くの皆さん方がパートアルバイトとして仕事をしておられるわけです。これは、先ほど、私は保育園に通うお子様を持った方の例を出しましたが、何もパートで雇うということは、雇う側の一方的な理由だけではなく、雇う側と雇われる側との双方の事情から、このパートアルバイトと社員さんの雇用の実態があるように思うんですね。だから、先ほども言いましたように、これは子育て支援と企業支援の両立を兼ね備えたものでありますから、制度につきましては、いろいろ条件整備をしていただいたら結構ですけれども、ぜひ制度として設けるべきだと、こういうぐあいに私は思っております。その点につきまして、子育て支援について、大変力を入れておられる町長においては、私の、この提案につきまして、どうお考えになっておられるのか、最後に、その点についてお尋ねをしたいというぐあいに思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど来、谷口議員の方からおっしゃっております、いろいろなそういう、できるだけ効果的な方法、あるいは形として、幾ら制度をつくりましても、それが利用されない、あるいは利用できにくいということについては、もう一考する必要があるかというふうに思います。そうした中でのご提案の雇用奨励のための、そうした助成金、子育て支援の部分からも、そういった知恵も必要なのかなというふうに思いますので、それらにつきまして、もう一度考えをまとめさせていただき、できるものは取り組んでまいりたいと思いますので、いましばらくお時間がいただきたいというふうに思います。

14番（谷口忠弘） はい、ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

次に、15番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

赤松議員。

15番（赤松孝一） それでは、12月定例会の一般質問を事前通告に基づきまして、行わせていただきます。

今回も、この地域経済の低迷といいますか、不況の話がたくさん議員から出てきます。本当に町民の今の地域経済に対する、いわゆる望みと申しますか、明るさがほしいという声は、私もたくさん聞いています。そういった中、このリフレかやの里、きょうも出ていましたが、リフレ。それから、野田川ユースセンター、森林公園でございますが、野田川ユースセンター、それから、岩滝のクアハウス、これらは私は、どの施設も、与謝野町にとりましては大変大きな大きな財産だというふうに認識をしています。そして、これらの施設は大変大きな役割を持っています。貴重な財産です。なお、この三つの施設には、いずれの施設にも浴場という施設がございます。きょうまでリフレにおきましては、第三セクターによりましての指定管理者として経営をしていただきましたが、残念なことに会社が破産をいたしました。今は閉館中であります。そして、ユ-

スセンターフォレストパーク、クアハウスにつきましては、このたび指定管理者の選定委員会が開催されまして、新たな指定管理者が選任をされました。ユースセンターは、きょうまで財団法人が運営をしていましたが、財団法人といえども町の直営と申しても過言ではございませんし、まして岩滝のクアハウスは、全く町の直営で運営をされていました。

きょうまでの過去の運営から、それぞれの施設の課題は、もう十分に町職員の皆さんも、町長初め解析をされているはずで、今後、この三つの施設の運営管理を指定管理者へ、それぞれ委託されるようでございますが、果たして、きょうまで掲げてきた課題が解消されるのでしょうか。町としての三つの施設に対する基本的な運営方針を伺います。また、施設の設置目的に沿った管理運営は、できるでしょうか。まず、これが1点目の質問であります。と申しますのも、なぜこのようなことを今、改めて質問をいたしますかといえますと、本当に、この三つの施設が十分に持っている機能、役割、価値を町の中で検討されているのかどうか、甚だ不安に感じる点が多々あるからであります。例えば、6月議会におきまして福祉団体に任せたいというような提案がなされました。きょうの町長の、先ほど、小林議員に対する答弁を聞いていますと、そのような姿はなしに、やはり地域の拠点として観光の、また、スポーツの、いや文化の、いややすらぎのというふうな施設として、中核的存在としということを答弁されましたが、やはりそのように、私は町長も当然ですが、町職員皆さんも、この三つの施設に対して、本当に腰が入っているのかなと、例えば、岩滝のクアハウスを直営から指定管理者にする場合に、どれだけのメリットがあるのか、何がそこで浮かび上がってくるのか、そういったことが私はもう一つ見えてきません。そういった面も含めまして今いよいよ、どの施設も指定管理者になるに当たりまして、いま一度、この施設の、きょうまでの抱えている課題、それから解消に向けて基本的な管理運営方針を町長にお尋ねをするわけでございます。どうも、ややもすると、この三つの施設が迷惑施設のような、財産でありながら財産でない、だれかに任せたら済むような、そんな気がしてなりません。私は、やはりこの貴重な財産を十二分にフルに活用することこそ、新たな与謝野町の発展や活性化にもつながると、そんなように信じているわけでございます。

例えば、今、谷口議員から雇用問題がありました。雇用促進にしてもしかりです。この3施設によりましての雇用促進は、移管をできるのでしょうか。そういった点も含めまして、この施設の持っています能力、財産価値をもっともっと見詰め直していただきたい。そんな意味から、この点が、まず、第1点、質問をいたします。

それから、第2点、今後の職員数の推移であります。合併当時320何名でしたか、から発足したものが、現在260名、これから先、220～30名までいくのでしょうか、このようにどんどんと推移をしていくわけですが、今、一つ気になっておりますことは、勢旗議員もおっしゃっていましたが、この正職員と臨時職員の割合です。待遇もそうですが、私は、やはりその点、非常に気になっております。したがって、今後の職員数の推移に、臨時職員はどのように、ここで正職員が不足する分を臨時で補うのか、そういった意味も含めて今後の職員数のあり方につきまして、どのような見識をお持ちなのか、お尋ねをするわけでございます。

つい先日も私の所管している委員長から、職員が足りないのか、仕事が多いのか知りませんが、仕事ができていると、したがって、このような案はどうでしょうというふうな電話でのお話がありましたが、果たして職員が足りないから仕事ができているのか、仕事に対する熱意がない

のか、また、段取りが悪いのか、指導者が悪いのか、今現状でも仕事ができない上に、また、20人、30人減るとなると、どのようにやっていけるのか、それは外注、外注で、外注費を払って、いわゆるコンサルタントに設計料、いろいろなもの、指導料を払って、それで過ごしていくのか、その辺につきましても、職員数の推移という課題のもとに町長のお考えをお尋ねをいたします。

それから、第3点目であります、町職員の処分の問題であります、与謝野町の職員の懲戒の手續、及び効果に関する条例によりますと、戒告、減給、停職、または懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。今のは第2条ですが、第3条には、減給は給料10分の1かを減ずると、減給の期間は1日以上6カ月以下とすると。第4条には、停職の期間は一日以上6カ月以下とする。停職者は、その職を保有するが、職務に従事をしない。停職者は停職の期間中、いかなる給与も支給されない。このように明記をされています。

私は先月、11月の月上旬に町民の方から、今、町職員の幹部が停職をされているようだが、どのような事情で、そのような停職をされているのかと質問をされました。私は全く寝耳に水で、そんなような方がおられるのかと、私は今、初めて聞きましたと言っていました、町の幹部の方と聞きますので、非常に気になりまして、すぐさま二、三の課長に問い合わせをいたしました。どの課長もそのようですと、停職はされていますと、しかし、その事実は言われないことになっていますと、それ以上、聞かないでくださいと、僕たちも何も知りませんと、全く知りませんと、ただ停職されているのは事実ですと、これが三者三様、同じ、判で押したような答弁でございました。じゃあだれが、それを知っているんだと聞きますと、町長、副町長、それに、その方の上司の課長、その方だけでございますというお話でありました。それはそれでいいんですが、私は今現在、その後、いろいろと調べてみますと、その停職中の方、それから減俸されている方、懲戒免職になった方、この夏以降、きょうまでの間に3人の方が、そういう、いわゆる処分を受けておられるわけですね、職員の方が。

特に停職の3カ月というのは、非常に重たいペナルティだというふうに聞いています。一体、我々は全く知りませんが、町民の方はよく知っておられて、私よりも町民の方の方が、役場の出入りが激しいのかもしれませんが、私は町民の方からご指摘をいただいたわけでございますが、こういった停職中の方、それから、減俸を受けている幹部、それから、懲戒免職になった職員、こういった方々が、どのような事情で、どのようなことが起きて、こんな処分が受けられたのか、この点につきまして、町長の方からご答弁を賜りたいと、以上3点、ご答弁よろしく願いいたします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 赤松議員のご質問の一番目、リフレかやの里、野田川ユースセンター、岩滝クアハウスについて、お答えいたします。まず、リフレ、ユースセンター、クアハウスは、町の大きな財産ですとのことですが、リフレかやの里は、先ほども小林議員のご質問にお答えしましたように、観光振興ビジョンにおいても、文学といやし、もてなしエリアの中核施設として、また、食と健康の拠点施設として農林業の振興に寄与する有益な財産として受けとめております。ユ-

スセンターは京都府の所有でございますが、旧野田川町が森林公園の建設とあわせて青少年の健全育成に期する施設として京都府に要望を行い、建設をいただいた施設です。与謝野町におきましても、その趣旨を引き継ぎ、運営を行っておりますし、現在も、その趣旨を十分満たした施設であり、町の大きな財産というふうに考えております。クアハウス岩滝も旧岩滝町がふるさと創生1億円事業の交付を機に取り組みされた21世紀のまちづくりのための健康増進施設として、3世代が交流しながら健康の回復、増進を図る空間施設として建設をされたもので、与謝野町におきましても、その趣旨を十分に活用できる施設であり、これも町にとって大きな財産で、とりわけ温泉施設は町の宝というふうに認識しております。

次に、3施設に共通した設備として、浴場がありますとのことですが、ご指摘のとおり、各施設には浴場を設けております。しかし、その設置の目的やお湯の内容が大きく異なりますことは、議員もご承知のことでございますが、あえて申し上げますと、リフレかやの里は温泉ではありませんが、温浴効果のある浴場として多くの方に親しまれてきました。しかしながら、施設の入り込み客の減少等から休館を余儀なくされ、今後の施設運営のあり方を問われる状況が続いております。ユースセンターは水道水をわかした、主に宿泊利用者のための浴場でございます。クアハウス岩滝は、泉質がナトリウム、硫酸塩、塩化物泉、そして湯温が58.5℃、湯量は毎分211リットルの温泉で、不特定多数を受け入れることのできる浴場でございます。

次に、このリフレは、先般、新たな諮問委員会がというご質問でございますけれども、先ほど、これにつきましては、小林議員にお答えしましたように、そうした諮問委員会ということではなくて、住民の方々からご意見が聞きたいというふうな思いから、有識者の方々にお集まりをいただき、忌憚のない、そうした意見を伺ったところでございます。

次に、ユースセンター、クアハウスは指定管理者の選定委員会がありましたとのことですが、本件につきましては、現在、それぞれの施設の指定管理者について議会の承認をいただくべく指定管理者選定委員会からの答申を受け提案をさせていただいており、選定結果、申請団体や企業の管理運営計画の概要、さらには会社の運営状態を資料として提示させていただいているところでございます。審議は、今後、お世話になりますけれども、いずれにいたしましても、計画に沿って施設の活性化を図っていただくとともに、利用者の皆様が満足いただける施設運営をお願いしたいというふうに期待をいたしております。

次に、3施設の方向性、運営方針を問うということですが、リフレかやの里につきましても、今後も設置条例の目的にありますように、与謝野町を中心に生産される農産物を活用して、中長期に滞在しながら検討を回復する施設として都市住民との交流の促進や、町の農業振興を図るため、そうした食と健康の拠点として活用がしたいというふうに考えております。しかしながら、施設運営が休止に追い込まれた実態を考えますと、従来どおりの運営方法で本当にいいのか、再考の必要もあろうかというふうに考えております。ですから、前回の議会で町の考え方を示した形でご提案をさせていただいたということでございます。先に、そのご意見を伺った会議におきましても、浴場部門を絶対条件とするという、そうした声は少なかったというふうな受けとめておりますし、住民の皆さんに親しまれ、地域の活性化に貢献できる施設運営であれば、多くの住民の皆様のお気持ちを裏切ることはないというふうに考えておりますので、これらのことを踏まえ今後、安定継続した息の長い施設運営ができるよう、今後もさらに検討してま

います。それから、ユースセンターは、さきにも申し上げましたが、青少年健全育成施設として青少年活動を優先し、管理運営を行うこととしております。しかしながら、経営を無視した運営を行うということは、行財政に負担もかかりますので、設置目的もかんがみながら経営感覚を持って運営しなければならない施設でございます。また、森林公園内に建設されておりますので、公園と一体で相乗効果を上げていただくような管理運営を行っていただきたいというふうに考えております。

今回、指定管理者の変更を行うわけでございますが、広域法人から民間団体に移行することで、民間のノウハウを生かした施設運営を展開していただけるものと期待をしております。とりわけユースセンターは他の青少年健全育成施設に設置されていない音楽ホールが併設されていることが最大の魅力であり、多くの方々に利用いただいております。現在も取り組んでおりますが、音楽や芸術に触れる場所づくりも、引き続き積極的にしかけていただきたいというふうに願っております。

次に、クアハウス岩滝でございますが、町民に休養と保養、余暇の有効利用、今後さらに保険、福祉との連携を図り、健康増進に寄与する施設運営を第一とし、一方では観光施設としても有効活用をはかることとし、町外にも広くPRを行い、観光客の立ち寄りの機会をふやし、地域の経済活性化に寄与する施設としても運営を行いたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、指定管理者に運営をゆだねることになりますので、管理者との連携を密に進めてまいりたいと考えております。

次に、職員数の推移についてお答えいたします。勸奨退職や特例勸奨退職希望者についてでございますが、今年度は勸奨退職希望者が7名ございました。平成22年4月の新規採用は一般事務1名、土木技師1名、保育士1名、計3名を予定いたしておりますので、中途退職者1名を加味いたしますと、差し引き都合5名の削減になる予定でございます。また、今後の職員数の削減見通しでございますが、合併時323名の職員が、ことしの4月現在で285名となりました。合併以来3年間で38名の減員となっております。退職者については、毎年、定年退職を前に退職を希望する職員が何人あるか、あくまでも職員の希望によるもので、見通しの立たない要素でございますが、昨年に決めました職員の定員適正化計画の平成22年4月1日の職員見込み数287名を、既にことしの4月時点で達成しており、計画としては確実に見込むことができる定年による退職を上回るペースで職員数が減少しております。そのご質問と、今回、正職員、あるいは臨時職員との関連でございますが、そこまで臨時職員をどうしていくかという、そうした計画は今、持ち合わせておりませんので、お答えすることはできませんが、確実に町の、そうした機能といいますか、定員が、正職の定員が減らしていくことになると、当然のことながら、町の業務内容も縮小していくという方向になりますので、ある部分、例えば福祉だとか、そういった部分では、あるいは、そのほかの施設管理を臨時職員でお願いしている部分につきましては、それらは今後の、そうした事業の見直し等々によって職員数、あるいは、その対応する職員の数というものは、おのずと変わってくるのではないかと、減少していく方向で進めていかなければならないのではないかとというふうに考えております。

それから、今、仕事に非常に手が足りないという点ですけれども、それは職員の熱意があるとかないとか、むしろある状況でございますので、ことに限っては、特に建設課で受けます事業

が大変ふえております。といいまのすは、特別に災害関連の仕事というものが非常にふえておりまして、決して、できるだけ、外注ということではなしに自分たちの手前の中でやっていこうとしますけれども、たとえ外注に出しましても、それにかかりますまでの一定の整理を課の中でしなければなりません。そうしたことを考えますと、この本年度は非常に光ファイバーの敷設だとか、それから、今言いました災害関連だとか、耐震関係だとか、非常に国の経済対策の中で、いろいろな事業が、盛りだくさんなメニューがありまして、できるだけこういう機会に一つでも住民の皆さんの不便を、あるいは困った点を解消するために町の職員で、もうこれ以上できませんというような状況の中でも、なおかつ、一つでも取り組む、外注に出してでも取り組むように、私自身、指示をいたしました。そういった面で、ことししか取り組めない。あるいは、なかなか今後、それを延したとしても、その事業に対して町の中で消化をしていくための、そうした準備も含めまして、非常に今、職員が常以上に大変な状況であるということは、一定ご理解が賜りたいというふうに思います。

そうした中での目いっぱいの仕事、職員が熱意を持ってやっていてくれるということ、まず、議員の皆様にもご承知がしていただきたいというふうに思っております。

それから、最後のご質問の町職員の免職職分につきましてお答えいたします。去る7月に当町職員が地方公務員法に規定される文言、懲戒処分の事由に該当する違反行為を行ったとして、去る10月1日付で、これらの処分を行ったことに対するご質問であろうというふうに思います。今回の処分は、当該職員が、この地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止、及び第29条第1項第3号の全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、該当する行為を行ったことが判明し、本人も、その事実を認めましたので、懲戒として停職3カ月の処分と、同法第28条第1項第3号に規定される、その職に必要な的確性を欠く場合に該当して、役場という組織の秩序維持の観点から分限として降任処分を10月1日付で行ったものでございます。また、この職員の処分とあわせまして、当該職員の直属の上司であります担当課長も、部下職員の監督不行届があったとして、減給10分の1として3カ月の懲戒処分をしたものでございます。

議員もご承知のとおり、当町の職員は地方公務員として地方公務員法の規定により、この法律と、この法律に基づき制定されております条例に定める事由に該当しなければ、その意思に反して文言や懲戒による処分を受けることがなく、その身分が保障されます反面、この法律も含めましてすべての法律を遵守すべき立場にございます。今回の処分は職員として、最も遵守すべき地方公務員法という法令に違反する事実がありましたので、厳正な処分を行うべきもと考えておりましたし、また、同時に、この処分によって当該職員には相当の社会的、経済的負担を強いることとなりますので、処分を行うに当たりましては、当町の顧問弁護士とも処分の妥当性や処分を公表すべきかどうかについても相談の結果、社会的影響が多大でなく、町の信用を著しく損なう事情にないものとして公表を差し控えたものでございます。

以上で、赤松議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

それから、免職も含めて3人でしたけれども、懲戒免職を行ったものは1人もおりません。以上でございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） それでは、第2回目の質問に入らせていただきます。

今、リフレ、クアハウス、それからユースセンター等の基本的な方針を伺ったわけでございます。確かに今、指定管理者の選任をされまして、今議会におきまして審議されるわけですが、この2点については省きまして、リフレについて、再度お尋ねいたしますが、今の町長の答弁によりますと、条例に沿った、いわゆる健康、また、地域の産物、食と健康というふうな、条例に沿った運営をしたいと、しかしながら、浴場といったものは、いかがなものかというような答弁でありましたが、条例に沿った運営をするならば、当然、浴場はあるわけでありまして、その辺のところの、いわゆる方針を、もう少し具体的に町長の心の中であるようでしたら、お話ししていただきたいというふうに思っています。無理ならよろしいが。

それから、もう1点は、いわゆるクアハウス岩滝の温泉源であります。この温泉源からわいてきます温泉の活用ですね、これにつきまして、いわゆる私、冒頭申しましたように、ユースセンターにも浴場はあります。リフレにもあります。昨今、源泉からお湯を運ぶということは、いろいろな、日本国内でも行われています。まして非常に至近距離であります。20キロ、30キロ運んでいるところもございますが、非常に町内という至近距離でありますし、これからさきのことを考えまして、経費の節減とか、また、本当の温泉を味わいたとか、いろいろな意味で、あの岩滝のわいています源泉、大変与謝野町の、これも財産であります。これを近隣の施設に、そういった運ぶというふうなことについて町長は、どのような見解をお持ちか、もしこれも今現在、考えていないということであれば結構ですが、そういった利用方法は考えられるのかどうか、全くそれは不能なものか、考えられる範疇か、この点についてお訪ねをいたします。

それから、職員の推移につきましては、今現在、予想以上に現状、削減が進んでいるといったともわかっています。ただ、今、最終的におっしゃいました。町長がおっしゃった、確かに、私も職員に熱意がないとは思っていませんが、例えば、風水害の問題がありましたね、今、これ、ことしの8月のお盆前に起きました。じゃあお盆までに済ますこと、できることもあったわけですね。例えば、そこだけをとらえるとですよ。だから、私はやはり予算が3月議会に通って、3月に予算が通って、なおかつ、今まだ何も着手されていないという事業があるとするならば、それはやはり、その課の指導が悪いのか、職員じゃないですよ、指導が悪いのか、仕事の段取りが悪いのか、私は、そういったところに問題がないかということ言ってるわけです。その点につきましても、やはり特に、ましや今後、ますます職員の数が減っていく、少数精鋭主義でいく、なおかつ、おっしゃるように事によっては業務の縮小もやむを得ない。また、その部分を臨時職で補っていくという、こういう循環になっていくわけですから、特に、そういった年度内にこなしたらいいと、予算は通ったけれども、年度内に処分したらいいと、そういう発想ではなしに、予算の通ったもので、着手できるものは、まず仕事をしていくと、こういうふうな仕事の段取りといったものに対して甘えがないかといった点が、私は指摘をしたかったわけでございます。

それから、町職員の件ですが、いわゆる停職、懲戒処分がないという、私は、まことに申しわけありません。懲戒解雇があったというふうに聞きましたので、それは臨時職員の方ですが、あったと、私は臨時職員であろうと、町職員であろうと、町の職員と名のつく方が、いわゆる地方公務員法にのっとって正式にあったというふうに聞きましたので、これは間違いでしたら、ご訂正を願いたいというふうに思いますし、ご指摘を願いたいと思います。

それから、いわゆる今、停職になっている職員の方は、私も非常によく知っています。現在、

町の幹部でありますし、将来は当然、幹部でありましょうし、なおかつ、職員だけではなく、地域にとっても非常に大切な人材で、地域の仕事も大変よくしていただいています。率先して地域の仕事はしていただいています。そういうことも、失礼かわかりませんが、町職員に似合わない、地域のことに汗をかく、熱意を持つ、そういう青年といえますか、方でございます。しかしながら、こういういわゆる意味がわからずに、ただ、近所の方で停職らしいよと、何かしたらしいよと、それが中途半端なうわさになって、かえって本人にとっては不本意なことであり、非常に悩ましい事件でもありまして、かえって、これが本人にとっては、よからぬうわさが立つということもございますので、ぜひとも一日も早く、そういった職を解いていただきまして、彼本来の能力が、この役場にて発揮できますように、一日も早くそういったことを考えていただきたいというふうに思っています。やはり、こういったことが、確かに三月というのは長期でございますので、いろいろなうわさが立つというのもいたし方がないことではございますが、ぜひとも、その辺のところは、あえて私が言いたいのは、彼は地域にとっても大切な人であると、ましてや地域にもたくさん出ていただいています。そういった意味で中途半端な、何でもないうわさが立たないように、ぜひともご理解をお願いしたいというふうに思っています。

また、上司の方も、課長さんも減給ということは今、聞きましたが、となりますと、これ町長や副町長に失礼ですが、その上の管理者であります町長や副町長は、その事件に対してのペナルティは、何かこうむっておられるのか、こうむっておられないのか、この点につきましても、ご質問をさせていただきます。以上です。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） リフレの件につきまして、今後、どういうふうに考えているのかという中でございますけれども、私自身は、ご提案させていただいた内容が一番ベストだと、選定委員会を選んでもくれた、選ばれた、その方法、並びにやり方が一番住民にとっても、また、町にとっても、そうした意味で一番だというふうに考えております。ただ、その中ではおっしゃるように条例の一部に不備があったので、それらも精査した上で改めて提案するのであれば、そういう方向が取りたいというふうに思いますけれども、一応、議案は否決されましたので、するのなら改めての提案を、きちっと条例等々、また、そのほかのことも問題になっておりますような点も解決した上で、やるべき、やりたいという思いを持っているということは事実でございます。そのためには、先ほど言いましたように財源の確保も必要なことでありますし、それらがまだ、不透明な中での提案はできないということで、そのことについては、まだ、今のままになっているという点でご理解が賜りたいというふうに思います。

それから、お湯を運ぶという利用方法も、いろいろと検討させていただきました。しかし、お湯を運びましても、あの温泉施設を残さなければならないわけですので、温めたり、水を入れたりすることも必要になってきますので、結局は、その入れることと、わずかな水とか、そういうものは、量は少なくなるかもわかりませんが、あの施設そのものの、やはり改修はしなければ、それが再開できないということになりますので、また、その新たなタンクローリーですか、それらを買う必要もあるでしょうし、今、地産地消と言われる中で、できるだけ、そうしたものを、野菜でも何でも運ぶのにかかる経費、このタンクローリーを動かそうと思えば20キロであれ、30キロであれ、燃料が要ったり、いろいろなことがしますので、そうしたエコの環境の面

からも考えても、私は、やはり地元にあるものを利用してやるというのであればですけども、そのことによって、新たな、そうした費用がかかってくる。なおかつ、それは温泉等を温めるということになれば、今の浴場の形を残していかなければできないということになるのであれば、一番初めに申しあげましたように、そうしたことは断念せざるを得ないのではないかというのが、私の今の気持ちでございます。

それから、もう1点、職員の数の推移と、そうした中で今の職員の仕事のあり方につきましては、これはご指摘される点もあろうかと思っておりますけれども、目いっぱい、ことしは、いろいろな事業が多い年でございました。各小学校の耐震等の、そういう設計も教育委員会が受け持つというものの、建設がする。それから、いろいろな光ファイバーの敷設のことにつきましても、あるときには建設課の力が必要なこともある。そこへもってきて、もう目いっぱい抱えている中に、災害が起こって、それを、手をつけようと思いましても、災害の査定を受けたり、いろいろとします。そういったこともふえて、なかなかすべてが取り組むということについては、少しおくれたということも事実でございます。そういった面で、ある意味、今回は国の、そうした施策等も含めまして、特別な年であったのではないかというふうに思っておりますので、そうした中でも、できるだけ予算が執行できるものについては、この機会を逃すとなかなかでございますので、例え、受け入れてしましても、次の年に事業を持っていかなければなりませんし、その次の年も、その次の年も、結構この何年間かは、非常にボリュームの多い仕事を抱えていくと、とりわけ建設課については、そういう状況であるということで、その辺についてもご理解が賜りたいというふうに思います。

それから、職員の件でございますが、この、私自身も非常にショックでした。期待をしております職員であったがゆえにショックでした。しかし、これはやはり公務員法に違反するような行為があったということについては、やはり厳正に処分する必要があるということで、何も彼だからどうだからということではなしに、これも顧問弁護士とも相談の上で、処分の形状については唯一の処分者、任命権者として町長である私が最終的に決定をさせていただいたものでございます。この処分によりまして、処分を受けた職員には、経済的な負担をかけることも、この際、いたし方がないというふうな判断をしたものでございますので、ご理解が賜りたいと思います。

それから、先ほどございました、臨時職員だった人から聞いたということでございますので、臨時職員であろうと、正職員と同じでございますので、正職員といいますか、役場の職員に伝えましたこと。それ以上のことは話すべきことでもございませぬし、臨時職の処分ではなくて、そういう人ら聞いたということですよ。ちょっと中身がわからないので、私の言っていること違う。

- 1 5 番 (赤松孝一) 町長が懲戒免職はないと言われたけど、私はあると聞いてますよと。
町 長 (太田貴美) そういうことですね。その臨時職員の方から、元臨時職員だった。
1 5 番 (赤松孝一) 臨時職員の方が、その対象になっていませんかと言っているんです。
町 長 (太田貴美) 対象になっていませんかという。
1 5 番 (赤松孝一) 職員であれば、臨時でも正職員でも同じでしょうということ。
町 長 (太田貴美) 一緒です。それについては、詳細については副町長の方からご答弁させていただきます。

それから、町長、副町長のペナルティがないのかということですが、一定の、それらにつきましても判断をさせていただきました。やはり直属の課長、これも非常に厳しい処分だというふうに思いますけれども、いろいろな事情がございまして、そういう判断をさせていただきました。我々については、処分は考えておりません。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 赤松議員、お尋ねの中で臨時職員に対する処分のお話がありました。1名、一定法的手続を経まして、解雇をした職員、臨時職員がおります。

議 長（森本敏軌） 赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） そしたら、私の言ったことが合っと思ったわけですね、町長。町長、おられわけですね、だから、町長、おられませんかと言われましたけれども、そうですね、はい、わかりました。

いずれにしても、私たち議員も残り3カ月間、当然、町長もそうでありまして、限られた時間ではありますが、やはりこういった一般質問をフリーストックできるのも少ない時間でありまして、私なりに思っていますことは、やはり職員の方が仕事をしないとは思っていませんが、やはり職員の方を、やはり上手に使っていくという、言葉は悪いですが、そういった点も、やはり特に課長さん方が、なかなか町長、副町長、そこまできまませんので、特にここにおられる課長さん方はですね、そういう段取りを、仕事の段取りといったことを、要するに任期中、いや期間中、済ませればよいというではなしに、段取りというものをもう一度点検をしていただきたいと、こんなふうをお願いをしまして、一般質問を終わります。

議 長（森本敏軌） これで、赤松孝一議員の一般質問を終わります。

大変長くなりましたが、ここで暫時休憩をいたします。

3時15分再開をいたします。

（休憩 午後 2時57分）

（再開 午後 3時15分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

野村議員。

1 番（野村生八） 日本共産党の野村生八です。私は通告に基づきまして、環境問題について、町長に質問をいたします。去年の6月議会でも人工林を大径木に育てることによって森林の保全をという質問の中で、この今回も質問をします地球温暖化防止の大切さ、その取り組みを求めてまいりました。そのときと、いわゆる自民公明政権から民主党中心の政権へ、政治が大きく転換をしてきています。その結果、今、政府は地球温暖化対策として二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減する、このことを国の内外に表明をし、大きな期待をされている、そういう状況にあるというふうに思います。この数値は地球温暖化を回避するための最低の数値であり、それ以上の削減が求められているのが現状であろうと思います。町として、この取り組みについての考えをお聞きをいたします。

問題は、どうやって国全体として、この目標を実現するのか、ここが非常に大事だろうというふうに思っています。90年比でいえば、現在、既に削減どころから、上回っていますから、現時点でいえば25%というのは、もう30%を超える、そういう削減が求められる状況にありま

す。この中で、今、二酸化炭素排出量の70%は事業所が出している、これが実態です。つまり家庭から出ているエネルギーをゼロにしても、この30%以上の削減は実現できません。したがって、いわゆる企業に対して自民公明政権のような自主的な目標という、こういうあいまいな、お任せのような取り組みではなくて、きちっと目標を決めて、その目標に対して、どういう形で実現するのか、このことをしっかりと求めていくような取り組みがなければ、絵に描いた餅、今までと変わらないようなことになるというふうに思っています。

今後、政府が、こういう問題として企業へしっかりと取り組みを求めていく、このことを求めていくべきだというふうに思っています。例えば、近くで言えば、舞鶴の石炭火力発電所の問題、これについては今から、さらに2号機が稼働する、こういう計画だというふうに聞いています。この発電所だけで、もしそうになったら全国の二酸化炭素排出量の0.6%に当たるという膨大な排出をする、こういう施設が石炭火力発電所です。いかに環境負荷を与えるかは明確になっています。したがって、こういう問題については、2号炉をさらに運転するのではなく、どう停止するのか、このことが取り組みとして求められている。国として、こういう問題を企業に対して明確に言えるのかどうか、ここが大変大事だと思います。また、例えば高速道路の無料化が検討されています。これは結局、自動車の使用による膨大な二酸化炭素を排出する、ふやす、こういうことになることは明白だというふうに思います。ところが一方で、盛んに言われています事業仕分けの中で、当町でも走りました地方の地域バス、これへの交付税算入を打ち切るという議論がされているのが実態です。私は、こういうことは、まさに政府が25%目標を実現するのであれば、やり方は逆ではないかと思えます。高速道路を無料化する、そういう予算が確保できるのであれば、そこに使うのではなくて、地方バスやJRを含めた三セクなど、地方鉄道へ補助金をふやして、これらの料金を大幅に引き下げて車から公共交通へ切りかえていく、このことによって二酸化炭素を減らす、こういう取り組みこそ、今、求められているのではないのでしょうか。政権が変わって、国にも自治体にも、そして、民間にも、環境に本腰を入れた、そういう取り組みが求められていると思えます。そういう中で、まず、一番目に政府の25%削減、これを町長は、どのように受けとめておられるのか、お聞きをいたします。

二つ目に、政府は今、基本的な姿勢としてコンクリートから人へということを打ち出しています。これは大変大事なことだというふうに思っています。環境問題で言えば、私はさらにコンクリートから木材へと転換する、こういう姿勢が大切ではないかというふうに思います。例えば、野田川町の時代に、木材でつくっている砂防ダムを視察した、そういう経験があります。また、町営住宅の建てかえも課題になっていますが、200年住宅の取り組みも進んでいます。やはりこういう取り組み事業の中身をコンクリートから木材へかえることによって、二酸化炭素の排出を抑えていく低炭素、そういう社会へと進める取り組みが、今、大事なのではないのでしょうか。そういう問題も含めて、庁舎内の削減計画がつくられましたが、新しい政権のもとの、この25%削減を受けて、これを見直していく、こういうことが必要ではないかというふうに思いますが、これについては、どのようにお考えでしょうか。

3番目に、先ほど言いましたように、いわゆる庁舎内、あるいは個人の努力だけでは限界があって、事業所の取り組みが徹底的に大切です。そういう意味では、さらに庁舎内の削減計画から、町内全体の事業者や、町民含めた削減計画、こういう取り組みを進めることが必要ではないかと

思っていますが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

4番目に、今後の可燃物の焼却炉、これが今、計画が始まっています。ともすれば何でも燃やせる溶融炉にすれば、ごみ問題が解決できる、こういう意見が多々あるというふうに思います。しかし、溶融炉は一たん運転をすれば停止ができない。24時間運転を絶対続けなければならない、こういう施設です。そのため燃やすごみを必ず確保しなければならなくなります。ごみの減量化とは無縁の施設ではないでしょうか。つまり大量消費社会を支えるための施設です。大量消費社会の転換が求められている今の時代には、そぐわないのではないのでしょうか。しかも溶融炉の維持管理には、膨大な予算が必要というふうに言われています。つまりたくさんのコークスを使い、多量の二酸化炭素を排出する、こういう施設です。少なくとも溶融炉ありきの検討はすべきではないというふうに思いますが、この広域での新しい焼却炉の検討について、どのような姿勢で取り組まれていこうとされているのか、お聞きをいたします。

最後に5番目、いわゆるリフレの問題について、既に何人かから質問もあり、町長のお考えをお聞きしています。いわゆる結論は、ほぼわかっているわけですが、先ほども言われました浴場は、できたらやりたくないという思いのようでした。以前、廣野議員からも質問がありました。私はぜひ、浴場を再開してほしい中の1人なんですが、以前のような形で重油をどんどんたいてやるということは、今、課題になっています。低炭素社会、こういうあり方からすれば、ふさわしくない面もあります。したがって、これはやはり自然のものを使った木炭ボイラー、これでぜひ、やってほしいなというふうに考えています。石炭や石油にかわる自然エネルギーの取り組み、これも、いわゆる町として、町全体の削減計画の中で、町の姿勢を打ち出すべきではないかというふうに思っています。

今、太陽パネル等が盛んに言われていますが、この地域、山陰地方は日照時間が短くて、この太陽パネルが本当に低炭素社会に貢献するのか、排出を減らせるのか、非常に疑問に、現時点では疑問だというふうに考えています。また、伊根で行われています風力発電、この運転状況を見ましても、ほとんど動かない、その風力発電の、かなり故障するんですかね、たくさんあるようでした。そういうものを見ても、与謝野町で、この風力発電が、やはり条件的には厳しいのではないかなという今の現状を見てみますと、イメージを持っています。

そういう中で、木材や竹をエネルギー源にすることは、非常に取り組みやすい課題ではないかというふうに思っています。したがって、ぜひ、リフレでハーブ湯を再開していただいて、これを重油を多量に使う、こういうことではなくて、木材ボイラーを設置をする。二酸化炭素の排出問題、これに取り組む一つとして、ぜひ考えていただきたい、再考をしていただきたいというふうに思っています。そういう施設にかえますと、そのまきを確保しなければなりません。そのために間伐を進めることになります。ボイラーの運転や森林の整備、こういうものに取り組むことになりますし、その取り組みの中で、重油を燃やしていた経費、そういうもので、いわゆる雇用を確保する。そういう効果もあります。先ほども町長の答弁でありましたが、町内のお湯を移動させるだけでも、いわゆるマイルージといいますが、移動にかかる炭素量が、今は問題になっていますが、重油というのは、中東で掘って、そして、タンカーで運び、タンカーをつくる際にもエネルギーを使い、そして、持ってきて精製して、そして、与謝野町まで来る。最後には、それを燃やして膨大な炭素が出ると、まさにそういうものなので、いかに、こういう石炭や重油、

あるいは灯油等々を減らす、この取り組みが大事かということは、先ほどの答弁でも町長も十分認識されているのかなというふうに思っています。いわゆる、こういうことが地元の木材や竹をエネルギー源にすることが、いわゆるエネルギーの地産地消、こういう取り組み、そして、そこで雇用も生まれる、重油を買う予算で雇用も生まれる、確保できる。まさに大きな効果があるというふうに思っています。これらの点について、町長のお考えをお聞きをしまして、1回目の質問といたします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員さんのご質問の環境問題につきまして、お答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、人類共通の緊急の課題であるというふうに認識しております。温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現することは、私たちの使命であると考え、町といたしましても、バイオディーゼル燃料、給油施設の整備と公用車への燃料使用、太陽光発電施設設置に対して、町住宅新築改修補助制度の適用等、少しずつではありましても、温暖化対策への取り組みを実施しております。そこで、まず1点目の政府の25%削減をどのように受けとめているかとのことですが、政権交代で誕生いたしました鳩山内閣が、早々と1990年対比25%の温室効果ガス削減を打ち出したことは、大きく評価できるものでございます。さらに国連の気候変動に関する首脳級会合という国際舞台の場で表明されたことは、国際公約としての重みがあるというふうに認識しており、今後の目標達成への取り組みに大きな期待を寄せているところでございます。

その中で、政府がやはり、そうした企業に対しても削減の、そうした計画をある程度明確にして、家庭から出る、そういう排出量だけではなく、企業に対しても、そういう一定の指導をしていくということが大事かというふうに思いますけれども、今、始まった、これからどういう形での計画が打ち出されてくるのか、その辺も見きわめたいというふうに思います。

次に、2点目の庁舎内の削減計画の見直しが必要ではないかとのことですが、このことにつきましては、昨年度、策定いたしました与謝野町地球温暖化対策実行計画につきましては、地球温暖化対策推進法で市町村に策定が義務づけられております。庁舎内の、そうした計画でございまして、平成25年度までにCO₂排出量を5%削減するという計画でございまして、ご指摘のとおり、この計画は25%削減の政府方針が打ち出させる前の計画であり、見直しも必要になるかというふうに思われますが、計画を策定したばかりでございまして、まずは現計画の推進と達成状況を見きわめることが先であるというふうに考えておりますし、また、そうしたことに、できるものからでも、すぐ取り組んでいくということが必要でないかというふうに考えております。

3点目の町民や町内事業所への働きかけや削減計画が必要ではないかとのことですが、町全体の温暖化対策であります地球温暖化対策推進計画につきましては、その必要性は議員ご指摘のとおりであり、早急に策定する必要があるというふうには考えております。作成に当たりましては、町内企業や諸団体との協力、さまざまな取り組みや運動の中で策定することが効果的であるというふうに思っておりますので、まずは、取り組みの交流会のような催しを考えたいというふうに思います。

4点目の今後の可燃物の焼却炉も温暖化対策を第一の課題とすべきではないかとのことでございますが、2市2町の構成で10月に発足いたしました広域ごみ処理研究会では、可燃ごみ処理施設の整備について調査研究を進めているところでございまして、ごみ焼却炉につきましても、一定の方向性を出すこととしております。当然のことながら、ご意見のように温暖化対策に考慮した施設にする必要がございまして、調査項目にはCO₂排出量を入れております。ただ、ダイオキシン対策や施設整備費用、ランニングコスト等、総合的な判断が求められることになるというふうに考えております。

それから、最後に5点目の木材ボイラーを使ったリフレのハーブ湯で森林の間伐材を促進する取り組みを求めるとのことでございますが、リフレかやの里の木材ボイラーにつきましては、リフレを、今後どのように活用するかということの問題にかかわることございまして、先ほどは少し述べましたけれども、今、ここでそうしたことをする、しないということにつきましては答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思いますが、たとえ、それをするにしましても、なかなか時間的なことが問題になるのではないかと、どれだけの木材を集めて、そして、どうしていくのかということは、まだまだ、私どもは、そのことまで含めた考えは今のところ考えておりません。ただ、そうした自然エネルギーを使っていくと、温暖化対策として化学燃料から木材等への熱資源を切りかえていくということについては、非常に今後、大切な視点であるというふうに考えていることを申し上げまして、野村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 2回目の質問をいたします。

政府の25%削減を積極的に受けとめて、そして、町としても取り組んでいくという、そういう姿勢を明確にさせていただけたかなというふうな受けとめました。それで、そういう上で、まず、庁舎内の取り組みについては、つくった内容を、まず早急にとということだと思いますが、問題は、どうやって削減を達成するのかということですね、いわゆるその取り組みの姿勢、考え方、ここが非常に大事になるだろうというふうに思っています。それは政府に対しても同じようなことが言えると思います。それで、私は岩手県の芝町という町の課長さんの、いわゆる環境の問題、この方だけじゃなくて、環境問題の学習会があった折に出かけていきまして、その中で、この芝町の課長さんの、芝町での取り組みをお聞きする機会がありました。ここでは当町でも取り組んでいます、循環型のまちづくりということで、かなり本格的な取り組みがされています。つまり芝町循環型まちづくり条例をつくって、そして、環境循環基本計画、こういうものをつくって、そして、当町でもやっています有機、農業関係はもちろんのこと森林、それから、ごみ、こういう形でいろいろな問題を循環させて、そして、地球に優しい、そういうまちづくり、この取り組みを進められています。

そういう中で、例えば、公共的な建物、多分岩手県と聞いただけで、多分、立派な森林があるのかなというふうに思うんですが、駅だとか学校、保育所、いろいろな公共的な施設を新しく建てたり、建てかえるときには、木材で必ずつくるという取り組み、いわゆる森林の関係での循環型の取り組み、こういうことをやられています。この中で言われているのは、例えばコンクリートからつくると比べれば1割ほどコストが高くなると、しかし、コンクリートで建物つくられて、地元には落ちる経済波及効果ですね、経済効果はコンクリートが2割に対して、木材でつくれ

ば8割になると、そういう循環の効果が全く違うと、それから、二酸化炭素の問題については、前回、指摘したとおり、コンクリートでつくっても、いわゆるエネルギーは膨大に使うことになりませんが、木材で200年もつ、そういう建物をつくれれば、木材が蓄えた二酸化炭素が200年、外に出ない、固定されると、全く、いわゆる低炭素社会、これへの取り組みとしては方向性が違って来る。したがって、お金だけで今から事業を検討する、そういうことだけではなくて、そういう面も必要ですが、そこから全部を決めるということではなくて、環境、そして、福祉、安全、そういう視点から事業を精査していく、それに必要な予算を確保していく。その財政運営を取り組む、こういう姿勢が、非常にこの話を聞いていましたら、改めて大事だなということを思いました。また、ここでは来年から地域通貨としてエコ循環券というのを発行して、エコポイント券ですか、を発行して、いわゆる炭素の排出枠を、売買が今、検討されていますが、町として来年から、そういう取り組みをするというふうなことが計画をされているようです。1トンが3,000円、1,400万円ぐらいの予算をしようかという論議がされているというふうにお聞きをいたしました。まさに、そういう多面的な取り組みとして、新しい姿勢で取り組んでいくことによって、見直していくことによって庁舎内の削減計画の早急な実現と、そして、できるだけ早く25%というか、30%以上の削減に見合った庁舎内の計画、それをぜひ実現をしていただきたいと思えます。

それから、町内全体については、まさに住民、企業参加型で取り組まないと押しつけ型では、もちろん町のことでございますので、まずいわけで、ぜひそういう取り組みを、早速、取り組んでいただきたい。残された期間が、もう3カ月ちょっとしかないわけですが、ぜひその第一歩を、この期間内に初めていただきたいなというふうにも思っております。

それから、4番目の溶融炉の問題、回答になかったと思えるのが、いわゆる溶融炉については、私は先ほど言ったように、大量に炭素を出す。まさに、いわゆる普通の溶融炉というのは、鉄とか、そういうものをつくるためにコークスを燃やすわけですが、その課長がおっしゃっておったのは、ここ芝町も、その溶融炉をつくったそうです。芝町は反対だったんですが、広域でほかの町が溶融炉を言うたもんで、仕方なく乗ったというふうなことを言われていましたが、年間7億円の運転経費が要ると、そのほとんどをコークスを燃やすために7億円、いわゆる鉄とか、そういうもののためじゃなくて、煙をつくるために、これだけの経費を使ってるようなものだという形で、非常に不信感を持って発言をされていましたが、私はそういうふうには、これは大変今の社会に合わないというふうには思っているわけですが、その思いがどうかは別にして、少なくとも最初から溶融炉ありきの検討にはいけないのではないかというふうには思っています。その点で町長はどういう、先ほど言われたのはいいんですが、溶融炉ありきではないのかどうかという点について、再度お伺いをしておきたいと思えます。

それから、5番目にリフレ等、木質ボイラーの問題で再度、お伺いします。私は先日、四国の西条市、今治市の隣にあります、その温泉、湯ノ谷温泉というところに見学に行ってきました。ここは民間で運営されていて、浴場、宿泊、食堂、これらを運営されています。いえばリフレと同じような形態だというふうには思うんですが、いわゆる浴場も最近、建てかえたというふうには言われていましたが、すべて民間ですから、行政の補助とかがないんだろうと思うんですが、そういう形で運営をされていますが、経営されていますが、ここはいわゆる木炭、木材を使った

ボイラーで湯をわかしておられます。四国の古い温泉の中の三つのうちの一つというふうなことでございましたが、そこに話を聞きに行ってみましたが、まず、大きなボイラー、2メートル掛ける4メートル、高さ2メートルぐらいのボイラーでしたが、これはどこのメーカーですかと言うたら、いや私が地元の鉄工所に発注しましたと、これ2台目で、1台目はあまりちょっと成果がよくなかって、この2台目でようやく、かなり性能がよくなりましたというふうにお話をされていました。まさにそこまで効果があるとは思っていませんでしたから、ボイラーをつくるのも地元で経済効果が及ぶという形でやっておられるということがわかりました。

ここは、いわゆる入浴料が360円、そして、ボイラーをたくのに、8時半から夜10時まで運営されていますので、浴場をね。ボイラーをたくのに2人の方を雇用されています。まさにそういう形で、重油ではなくて、木材を使うことによって雇用がふやされて確保されている。その典型的なというふうに関心をいたしました。そういう民間で行政の援助がなく、そういう形で木材ボイラーで本当に温泉を、湯ノ花がかなり管に詰まりやすいというお話もありましたが、本当の温泉を、ちょっと冷泉なんですね。掛け流しで供給する、そのことができています。昔はもちろん、どの銭湯も木材でやっておったわけですが、それが経済効果、経済効率の問題でなくなりつつあるわけですが、そこでは、今でもそういう形でやっておられる。一日に2トンの木材を消費するというふうに言われています。まさに、そういう形で運営ができるということ、私は確信を持って帰ってきました。

さらに私が所属するNPOでも、京都府の緊急雇用対策事業を申請しまして、オーケーが出まして、今、竹だけでお風呂の湯を燃やす、そういうウッドボイラーというボイラーを導入して、2人の方を雇用して、そして、竹をまきにする、そして燃やす、こういう事業に取り組んでいます。なかなか最初はうまくいかなかったわけですが、ようやくうまく燃やせるようになったという状態です。大体9月から始めたんですが、そういう形で十分、町民の中でも、いわゆる支援があれば、こういうことが普及していける。こういう状況にあるだろうと思っています。さらには、今、環境税等々が政府の方でも取りざたがされています。既に、今までの政権の経済危機対策、この中でも木質バイオマス利用、こういうものに対する支援が強化をされたということがあります。大体1リユーベ5万円の、新しく、そういうボイラーをつくれれば支援をすると、あるいは、木材を運ぶのにも1リユーベ3,000円の補助がある。発電の場合も1リユーベ5万円、あるいは公共施設の木材でやれば、これも1リユーベ13万5,000円、一番最大で補助がされると、いろいろな形で、今こういうものに対する取り組みの支援策、国でも今、今後もふえていくだろうと、環境税等々がふやされれば、今後もふえていくだろうというふうに思います。この経済危機対策の予算については3年間のもので、いわゆることしの予算は、もう既に府の振興局の農林課に問い合わせましたら、ことしの予算は、もうちょっと無理ですと、入れられませんというふうな回答でしたが、今後、町が計画をつくってという形なれば、入れていけるのではないかとというふうなことでございました。このような形で、いわゆる先ほど言われました、財政的な問題、最初からあきらめれば、ほとんど解決はできませんが、そういうことが大切だということになれば、いろいろな力がわいてくるというふうに思います。

例えば、先ほど5,000万円の浴場の改修の経費が要る、あるいは最初の計画で5,000万円というふうに言われたしたが、温泉も一緒に再開するのであれば、各部屋にお風呂

呂をつくらなくてもいいのではないか。また、浴場を会議室等々に改修する予定のものも変更するわけですから、違う形でつくれば、どちらがどう高くなるか、低くなるのか、そういうことも、もちろん出てくるわけで、このあいだの計画に浴場の改修をプラスしたものが、そのまま経費になるということにもならないだろうというふうに思っています。それら全体を、ぜひご検討いただいて、今、検討委員会、正式なものではないようですが、そういう中で町民の意見を聞いておられますが、その中に、こういう問題もぜひ入れていただきたいというふうに思っていますが、お考えを再度お聞きして、2回目の質問といたします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今それぞれに、いろいろな実際の研修、あるいは視察をなさった中から、ご提案がございました。岩手県の芝町での取り組み、循環型の、そうしたまちづくり条例で、単に環境だけの問題ではなしに、今おっしゃった福祉、農業、森林、それらのことも含めた、ごみ問題も含めた、そうした中身の基本計画がつけられて、まさしく町全体での循環型のシステムをつくっていく、そういう取り組みをされているところのご紹介もございました。今の中で、それらの問題につきましては、今、先ほども申し上げましたように見直す必要があるというふうにも認識しておりますし、その中で、こういった方向性を見出していくのかということにつきましても、今の中では住民環境課が取り組んでおりますけれども、そういうことになりますと、町全体の基本的な計画の中でも位置づけて、そして、全体で取り組んでいく必要があるかというふうに思いますし、そこまでいくのであれば、なかなか時間的なもの、あるいは今すぐどうするというような結論は、なかなか出てこないのではなかろうかなというふうに今、感じているわけですが、それらにつきまして、担当課であります住民環境課あたりが、やはり率先して、それらについての研究をする。あるいは検討する。そういう姿勢が必要であろうというふうに思いますので、まずは、その辺からの取り組みをさせていただくことが必要かなというふうに感じております。

それから、溶融炉の問題につきましては、私自身も溶融炉につきましては、非常に問題があるというふうに考えております。しかし、今その研究会といいますか、2市2町で、まだ始まったところでございますので、どういう方向に行くのかということ、全く未定でございます。しかし、そうした中での論議の中で、やはり今後、いろいろな問題が出てこようかと思っておりますし、それらのことも含めますと、先ほど町の考え方というものをきちんと持っていなければ、それらに対しても提言、あるいは意見が言えないのではないかとこのふうにも思っておりますので、それらも含めた論議もあわせてしていく必要があるかというふうに思っております。

それから、実際に浴場を、そうした木材を使った岩谷温泉ですか、の取り組み等もご提示がございましたけれども、この、そうしたことを取り組むことによって、住民にとってもまた、環境の問題からも非常に効果があるのではないかとこのご提案でございます。これらにつきましても、全く知識そのものもございませんので、これらもあわせて勉強がさせていただきたいなというふうに思いますのと、今、竹でお湯を燃やす、そういったこと、山の家ですか、でなさっているということですので、また、それらの研究といいますか、取り組みの状況等も、やはり教えていただく中で、たとえ別にリフレでなかっても、ほかの場所でも、そうしたことが取り組めるということも考えられるわけですので、そんなことも含めて少しでも環境の改善、あるいは、そうした

ことに、CO₂の削減につながる取り組みについては、今後のまちづくりの中では大きなウエートを占めるものだというふうに思いますので、引き続き、それぞれが研究、あるいは検討をさせていただきたいということで、今、リフレの件もございましたけれども、今、すぐにどうするという結論を出すには至っておりませんので、そんなことも含めた中で今後、考える大切な視点であろうかというふうに思っておりますので、いましばらく、そうしたことにつきまして、回答をするということについては、ご勘弁がいただきたいと思いますが、そうした姿勢というものは、大事な視点だということでございますので、何度も言いますけれども、今後の課題として検討させていただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 低炭素社会への取り組みというのは、本当に一刻も早くということが求められます。25年に一遍に30%削減を、もしできたとしても、その間、削減されなかった分が環境負荷になるわけですね。大事なものは、その時々のできることを、そのときにやる。取り組む、こういう姿勢が大事だろうと思っています。先ほど言われましたように、リフレでなくてもバイオマスというのは、もちろん取り組みます。問題は、今リフレが問題になっている中で、その中で、こういう視点から、その問題に取り組むのかどうか、その視点が今、発生しなければ将来は発生するというところに、なかなかならないのではないかというふうに、私は思っています。

例えば公民館であったり、あるいは、いろいろな建物、それが計画されたときに、まず、取り組まないと、後でもできるということでは、今の国際的な、大変大きな課題と、これに沿った形での取り組みは難しいと思いますので、その点を指摘して、私の質問を終わります。

議長（森本敏軌） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、12月11日、午前9時30分から一般質問を続行しますので、ご参集願います。

ご苦労さんでした。

（散会 午後 3時58分）